

第3次亀岡市環境基本計画

【素案】



令和4年1月



ともに生きる



プラごみゼロ

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・経緯	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 亀岡市の環境課題	4

第2章 亀岡市の目指すべき環境像

1 目指すべき環境像	12
2 施策の方向性及び体系	12

第3章 重点目標の設定

重点目標1 二酸化炭素排出量実質ゼロのまちづくり	17
重点目標2 使い捨てプラスチックごみゼロのまちづくり	18
重点目標3 亀岡ブランドの創造による地域経済が循環するまちづくり	19
重点目標4 ごみを減らして資源を有効活用するまちづくり	20
重点目標5 多様な生きものと共生できるまちづくり	21

第4章 施策の展開

1 脱炭素化の推進	23
2 資源循環型社会の形成	30
3 生活環境の保全	38
4 自然との共生	46
5 亀岡ブランドの創造・発信	52
6 環境意識の普及啓発	59

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	64
2 計画の周知と進行管理	65
3 計画の評価・検証	65

資料編

1 統計データからみる亀岡市の現状	66
2 亀岡市環境基本条例	76
3 亀岡市環境審議会条例	80
4 亀岡市環境審議会委員名簿	82
5 亀岡市環境基本計画推進会議設置要綱	84
6 亀岡市環境基本計画推進会議委員名簿	86
7 策定経過	88
8 用語解説	90

第1章 計画の策定にあたって ～計画の基本的事項～

1 計画策定の背景・経緯

(1) 亀岡市の環境に関する取組

亀岡市の環境の取組については、生涯にわたって健康で文化的な生活を営み、生きる喜びと明るく豊かなまちに住む喜びを持つことのできるまちづくりを目指し、平成 12(2000)年 3 月 30 日に「亀岡市環境基本条例」を制定しました。併せて、環境基本条例に定めた基本理念と環境施策を総合的・計画的に推進するため、平成 14(2002)年 3 月に亀岡市環境基本計画を策定、平成 24(2012)年 3 月に第 2 次亀岡市環境基本計画を策定しました。前計画の第 2 次亀岡市環境基本計画では、令和 3(2021)年度を目標年次として、持続的発展が可能な社会、人と自然が共生し快適で住みよい社会を創出し、将来の世代に亀岡の豊かな環境を継承することを目指して計画を推進してきました。

内陸部の自治体では初の開催となる、平成 24(2012)年 8 月の「海ごみサミット」を契機として、平成 30(2018)年 12 月に「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。令和 2(2020)年 3 月には「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」を制定し、令和 3(2021)年 1 月から施行するなど、令和 12(2030)年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指した取組を推進しています。

また、市域におけるエネルギーの地産地消を推進するため、官民連携で自治体新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」を設立し、市内の大規模太陽光発電所や、年谷浄化センターの消化ガス発電所から発電された電気を、市内の公共施設等に供給しています。令和 3(2021)年 2 月には、令和 32(2050)年までに市域における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して「かめおか脱炭素宣言」を行い、「世界に誇れる環境先進都市・亀岡市」の実現に向けた取組を進めています。

(2) 国際的な動向

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標で、17 のゴールとそれらに付随する 169 のターゲットで構成されています。SDGs には、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林・海洋等の環境保全などの環境分野の目標が含まれており、環境分野のみならず、環境・経済・社会の 3 側面から 17 のゴールを統合的に解決しながら持続可能な未来を築くことが求められています。

■持続可能な開発目標（SDGs）



資料：「持続可能な開発目標」（SDGs）について 外務省ホームページより

地球温暖化・気候変動については、平成 27(2015)年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」において、令和 2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みとして、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。令和 3(2021)年 10 月に開催された気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、今世紀半ばでの温室効果ガス排出量実質ゼロと、その経過点である令和 12(2030)年に向けた野心的な緩和策、適応策を締約国に求めており、国際社会が一致団結して、カーボンニュートラルに向けて取り組むことが求められています。

（3）国及び京都府の動向

国の「第 5 次環境基本計画」では、SDGs の考え方を活用し、農山漁村と都市が地域ごとの資源を活かし、補完し支え合いながら、自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」の創造を目指しています。

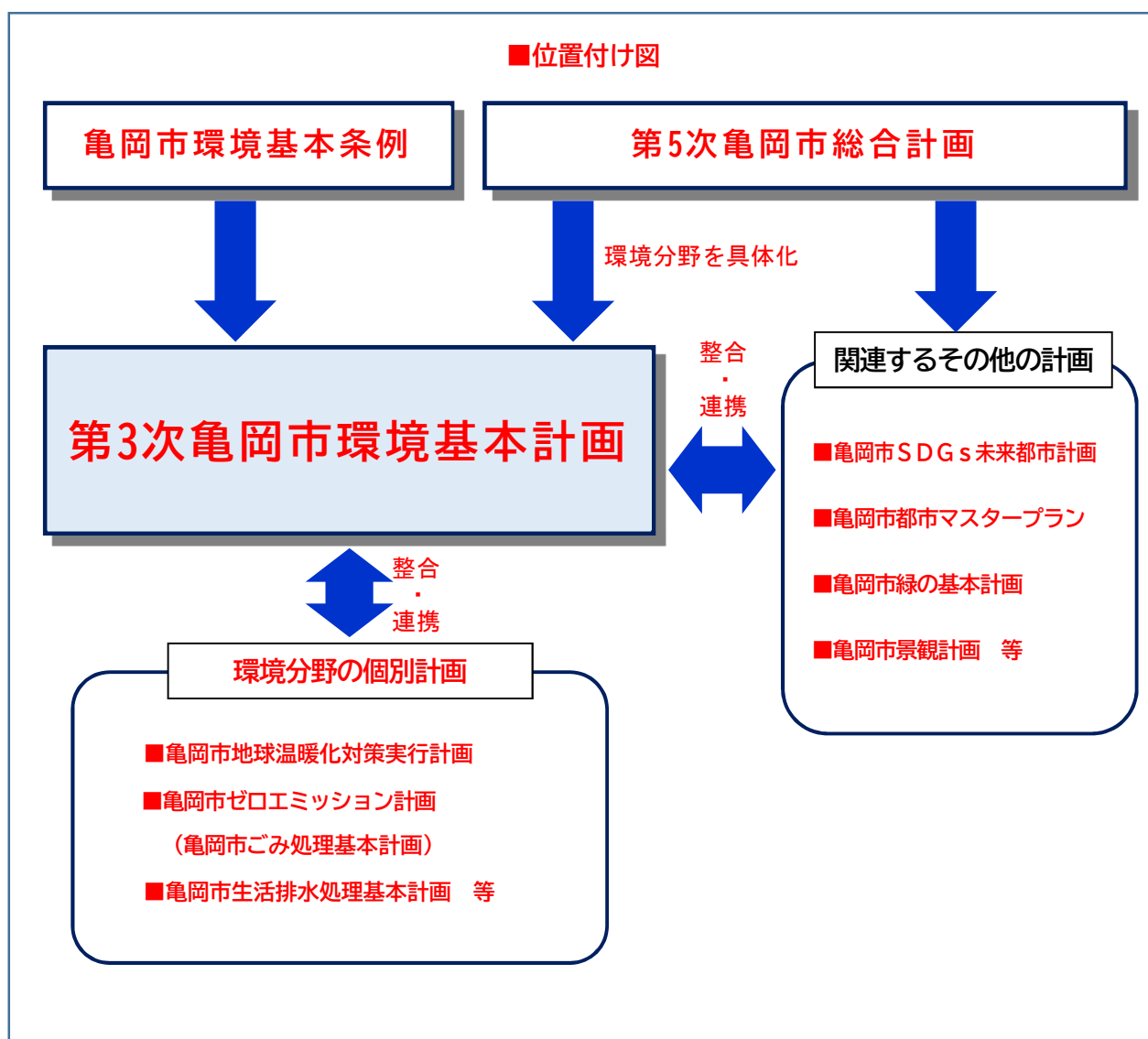
令和 2(2020)年 10 月に、令和 32(2050)年までに国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、令和 3(2021)年 4 月に令和 12(2030)年度において温室効果ガス 46%削減（平成 25(2013)年度比）を目指すこと、さらに、50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。

京都府では、令和 2(2020)年 12 月に「京都府環境基本計画（第 3 次）」を策定しました。計画では、SDGs の考え方を活用した分野横断的な施策の展開により、環境・経済・社会の好循環の創出を目指すこととしています。

2 計画の位置付け

本計画は、「亀岡市環境基本条例」（平成 12(2000)年 3 月 30 日制定）に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向性などを示すもので、環境施策を総合的・計画的に推進し、同条例に掲げる基本理念の具体化を図ることを目的としています。本市の最上位計画である「第 5 次亀岡市総合計画」が示す環境施策との整合性を図り、本市における環境分野の上位計画として位置付けられ、他の環境関連計画と連動して進めていくものです。

また、国や府の環境基本計画との関連性にも配慮しながら、環境・経済・社会を取り巻く多様で複雑な課題に対応する取組を示していくものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年間とします。ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境の状況や、国内外の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直し等を行います。

4 亀岡市の環境課題

亀岡市の環境施策については、前計画の「第2次亀岡市環境基本計画」(計画期間:平成24(2012)年度～令和3(2021)年度)では、「生活環境・快適環境」、「資源循環・廃棄物対策」、「自然環境」、「地球環境・温暖化対策」、「市民・事業者との連携協力」の基本的な5つの施策の柱を定め、各種施策を推進してきました。

第2次亀岡市環境基本計画並びに市民・事業者アンケート結果から導かれる環境意識を前提として、本市の環境課題に対応した取組を、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて、環境に配慮した行動をパートナーシップによって実践できるよう、第3次亀岡市環境基本計画の策定を進めます。

(1) 生活環境・快適環境

○取組の状況

生活環境については、大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌汚染などの環境汚染防止対策を進めてきました。大気や水質は、定期的な測定・検査の結果、良好な状態を維持しており、騒音・振動・悪臭・土壌汚染についても、概ね環境基準に適合しています。

快適環境については、景観の保全、まちなかの緑化、適正な生活排水処理の取組により、誰もが快適で住み良い環境の整備を進めてきました。平成27(2015)年3月に亀岡市景観条例を制定し、良好な景観の形成を推進するとともに、生活排水処理については、公共下水道の普及に取り組み、水洗化率の向上につなげました。

○主な課題

- ・環境汚染対策については、京都府や関係機関などと連携して継続的に取り組む必要があります。
- ・緑豊かな自然や保津川の清流、亀山城址を中心とする城下町風景などの自然・歴史・文化を次の世代へ継承していくため、景観保全に努めながら、快適で住み良いまちづくりを推進していく必要があります。

(2) 資源循環・廃棄物対策

○取組の状況

資源循環対策については、プラスチック製容器包装やペットボトルなどの分別収集を拡大してきました。平成30(2018)年3月には、亀岡市ゼロエミッション計画を策定し、民間事業者との連携、埋立てごみ中間処理事業などに取り組み、ごみの減量化と資源化を推進してきました。その結果、本市におけるごみの総排出量は、減少傾向にあります。

廃棄物対策については、不法投棄を未然に防ぐため、継続的な監視パトロールや啓発看板の設置による監視体制の強化を図ることで、再発防止や早期発見及び撤収による環境美化に取り組んできました。令和2(2020)年2月には、亀岡市ポイ捨て等禁止条例を制定し、市内JR各駅とトロッコ亀岡駅の周辺地域をポイ捨て防止重点地域に指定しました。また、気軽に身近なボランティア清掃を行うエコウォーカー事業を実施し、環境美化活動を充実させ、美しいまちづくりを推進しています。

○主な課題

- ・ごみの分別拡大、企業との連携や資源化の推進により、ごみの削減に取り組んでいます
が、分別が不十分なままで排出されるケースも見られます。引き続き、市民・事業者への分別意識の啓発を行い、さらなるごみの減量化、資源化を推進する必要があります。
- ・不法投棄やポイ捨てのない美しいまちをつくるため、市民や事業者との協働による清掃活動の実施や、地域における主体的な清掃活動への支援を行い、環境美化活動を拡充していく必要があります。

(3) 自然環境

○取組の状況

天然記念物であり、「市の魚」であるアユモドキの生息環境を保全していくため、アユモドキ生息環境再生整備実験地を造成し、繁殖環境、**成育環境**の再生に取り組むとともに、国・府・関係団体などと連携し、継続的な外来魚駆除活動に取り組んできました。

水環境の保全については、**平成 24(2012)年 8 月**に内陸部の自治体では初開催となる「海ごみサミット」を契機に、海洋プラスチック汚染につながる漂着ごみの発生抑制に取り組み、**平成 30(2018)年 12 月**には「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。

令和 2(2020)年 3 月には、亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例を制定し、**令和 3(2021)年 1 月**から施行したところです。また、継続的な河川の清掃活動を実施し、保津川をはじめとする水環境の保全に取り組んできました。

森林や農地の環境については、産官学による「カーボンマイナスプロジェクト」に取り組み、温室効果ガスの削減と京野菜のブランド化を図りました。また、農業従事者の減少に対して支援事業を行い、農地の保全を図るとともに、学校での食農学習や農業体験事業などを通じて、農産物の地産地消を推進してきました。

○主な課題

- ・プラスチック製レジ袋のみならず、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック製品の削減に向けた取組を、さらに拡大していく必要があります。
- ・先進的な環境の取組を観光や農業分野に波及させ、環境・経済・社会の好循環により、地域経済の活性化につなげる仕組みづくりが必要となっています。
- ・有害鳥獣や外来生物の駆除などの対策を推進し、市内における生態系や農地の環境保全を図っていくことが必要です。

(4) 地球環境・温暖化対策

○取組の状況

平成 30(2018)年 1 月に京都府下で初めてとなる自治体新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」を官民連携で設立し、市内にある大規模太陽光発電所からの電気を買い取り、公共施設等に供給しています。令和 2(2020)年 12 月に、年谷浄化センターの消化ガス発電所からの買い取りを開始し、エネルギーの地産地消と再生可能エネルギーの利活用に取り組んできました。また、家庭における低炭素化・脱炭素化を推進するため、家庭向け太陽光発電システムの導入支援を行い、再生可能エネルギーの普及を進めてきました。

○主な課題

- ・令和 32(2050)年までに、市域の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「かめおか脱炭素宣言」の実現に向けて、市域の脱炭素化の取組を加速させる必要があります。
- ・公共施設における再生可能エネルギーの導入拡大を率先して行っていくとともに、市民や事業者への再生可能エネルギー利用を促進していく必要があります。

(5) 市民・事業者との連携協力

○取組の状況

将来を担う子どもたちが、環境について自ら学び、判断し、行動する機会創出のため、保育所(園)・幼稚園・こども園、小・中学校・義務教育学校、高等学校において、環境学習を推進してきました。また、企業との連携による環境学習などを通じて、あらゆる世代に対して環境意識の普及啓発に努めてきました。

○主な課題

- ・環境にやさしい持続可能な社会の構築のためには、SDGs の考え方を取り入れ、環境・経済・社会という広い視点で行動できる人材を育成していくことが必要となっています。
- また、市民・事業者・行政などのあらゆる主体とのパートナーシップを促進していく必要があります。

(6) 市民・事業者の意識

令和 2(2020)年に実施したアンケートにおける市民や事業者の主な意識は、以下のとおりです。

【市民・事業者アンケートの実施概要】

実施時期：令和 2(2020)年 10 月 22 日から令和 2(2020)年 11 月 3 日まで

調査方法：①無作為抽出による郵送、②WEB 調査

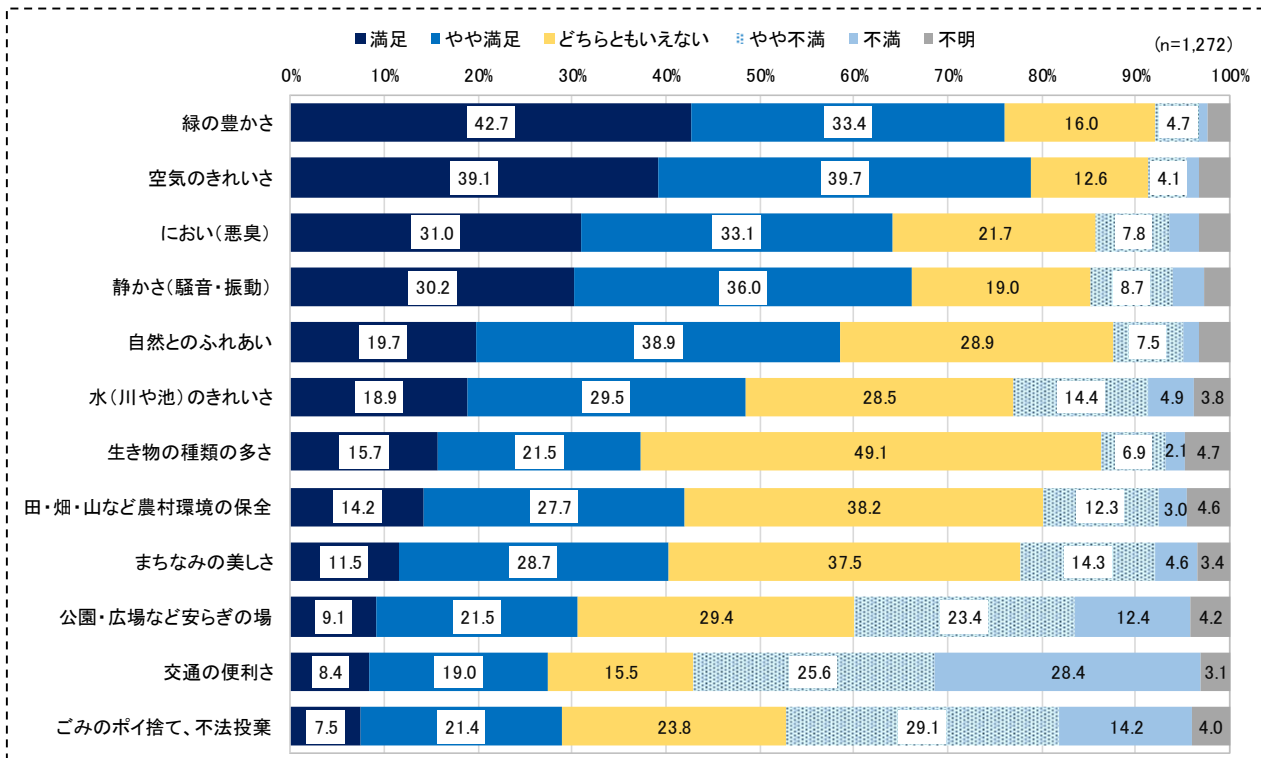
調査対象：18 歳以上の市民 3,000 人及び市内の事業所 50 箇所

回収率：市民アンケート 40.8%、事業所アンケート 46.0%

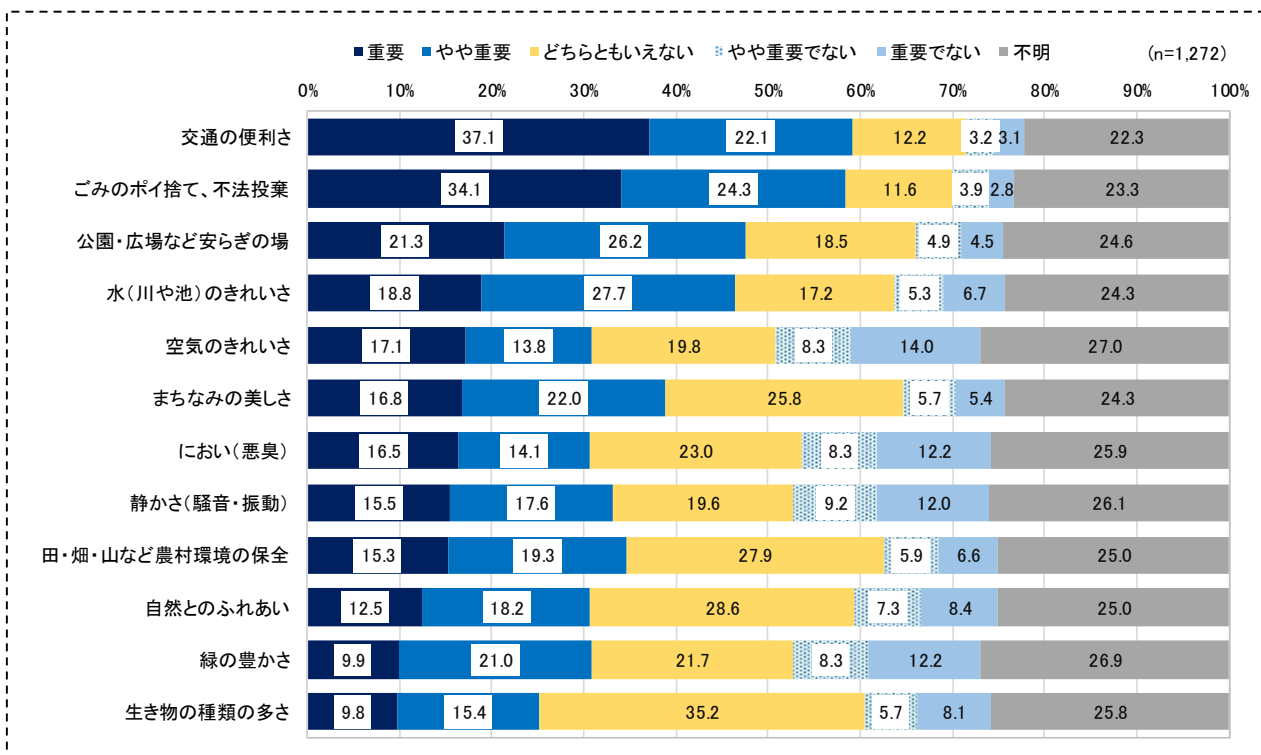
○市民が住む地区周辺の環境に関する満足度と重要度

満足度では「緑の豊かさ」、「空気のきれいさ」の割合が高く、亀岡の自然の豊かさが市民の満足度につながっています。重要度では、「交通の利便さ」、「ごみのポイ捨て、不法投棄」が高くなっており、ふるさと亀岡の自然環境の保全を図りながら、環境に配慮した交通対策や環境美化活動を推進していく必要があることが分かりました。

満足度



重要度

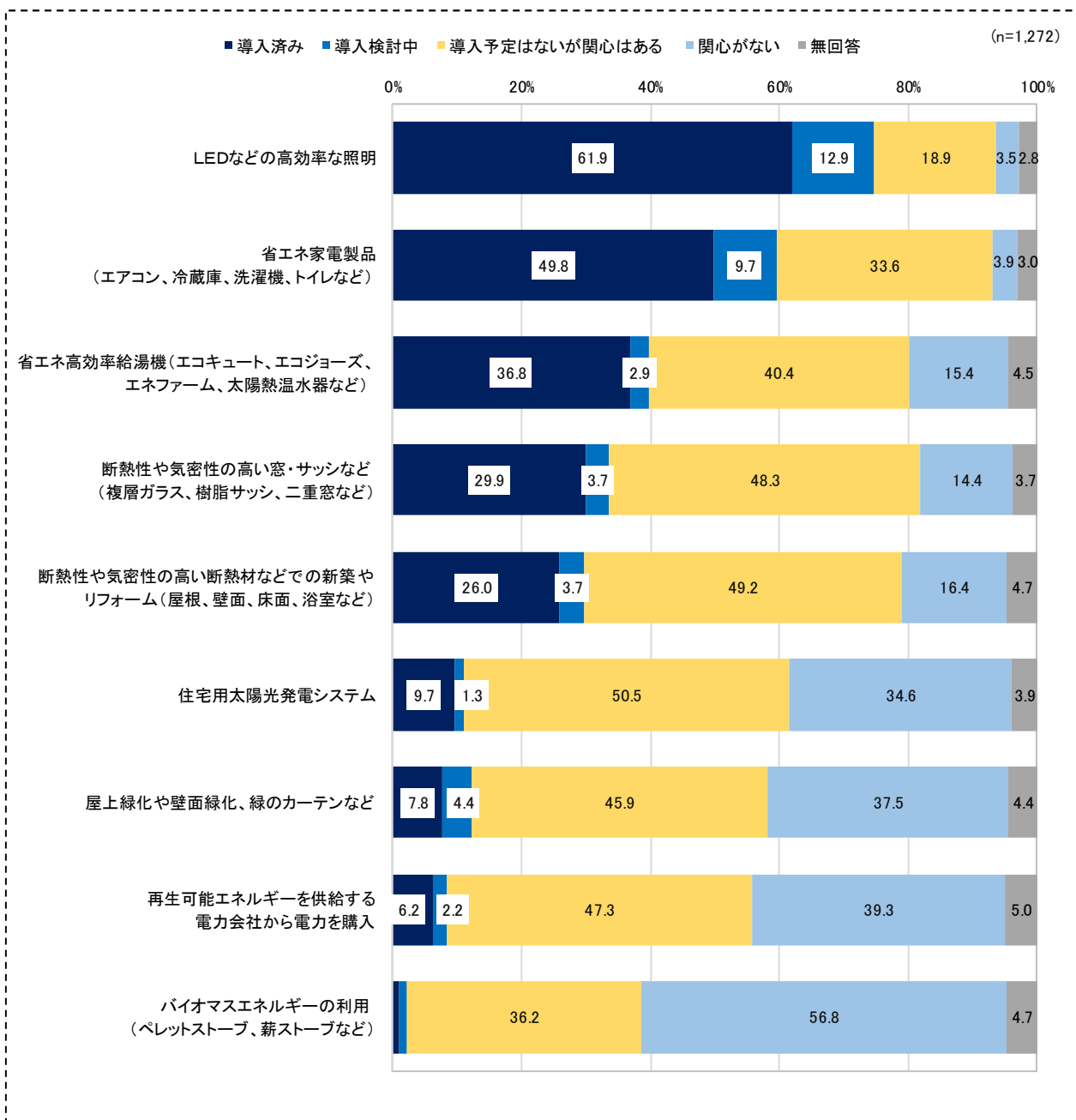


○市民の環境保全に対する取組

【地球温暖化対策】

再生可能エネルギーや省エネルギーなどの導入・関心については、「LED などの高効率な照明」の導入済みの割合が 61.9%、「省エネ家電製品」の導入済みの割合が 49.8%と高くなっていますが、**住宅用太陽光発電システム**の導入は、9.7%と低く、導入拡大を推進する必要があります。

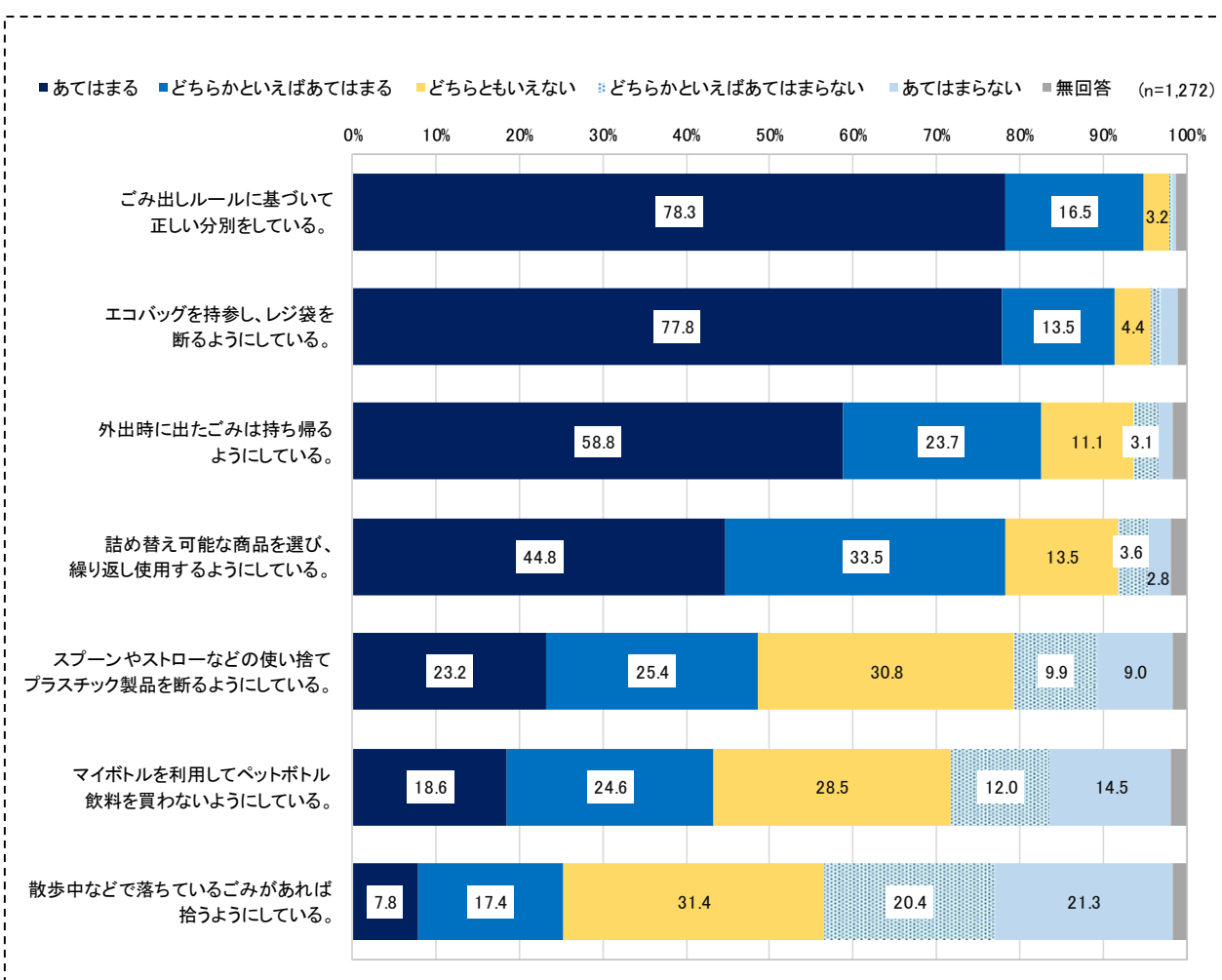
再生可能エネルギーや省エネルギーなどの導入・関心



【プラスチックごみ対策】

日常的に心がけている行動では、「**ごみ出しルールに基づいて正しい分別をしている。**」、「**エコバッグを持参し、レジ袋を断るようになっている。**」の割合が70%以上と高くなっています。**亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例**により、市民の環境意識が高まっています。一方で、「散歩中などで落ちているごみがあれば拾うようになっている。」の割合は8%程度と低くなっており、環境教育・環境学習による啓発を行うことで、環境美化意識の高揚を図るとともに、誰もが環境保全活動へ参加できる機会の創出を図ることが必要です。

プラスチックごみに対して心がけていること

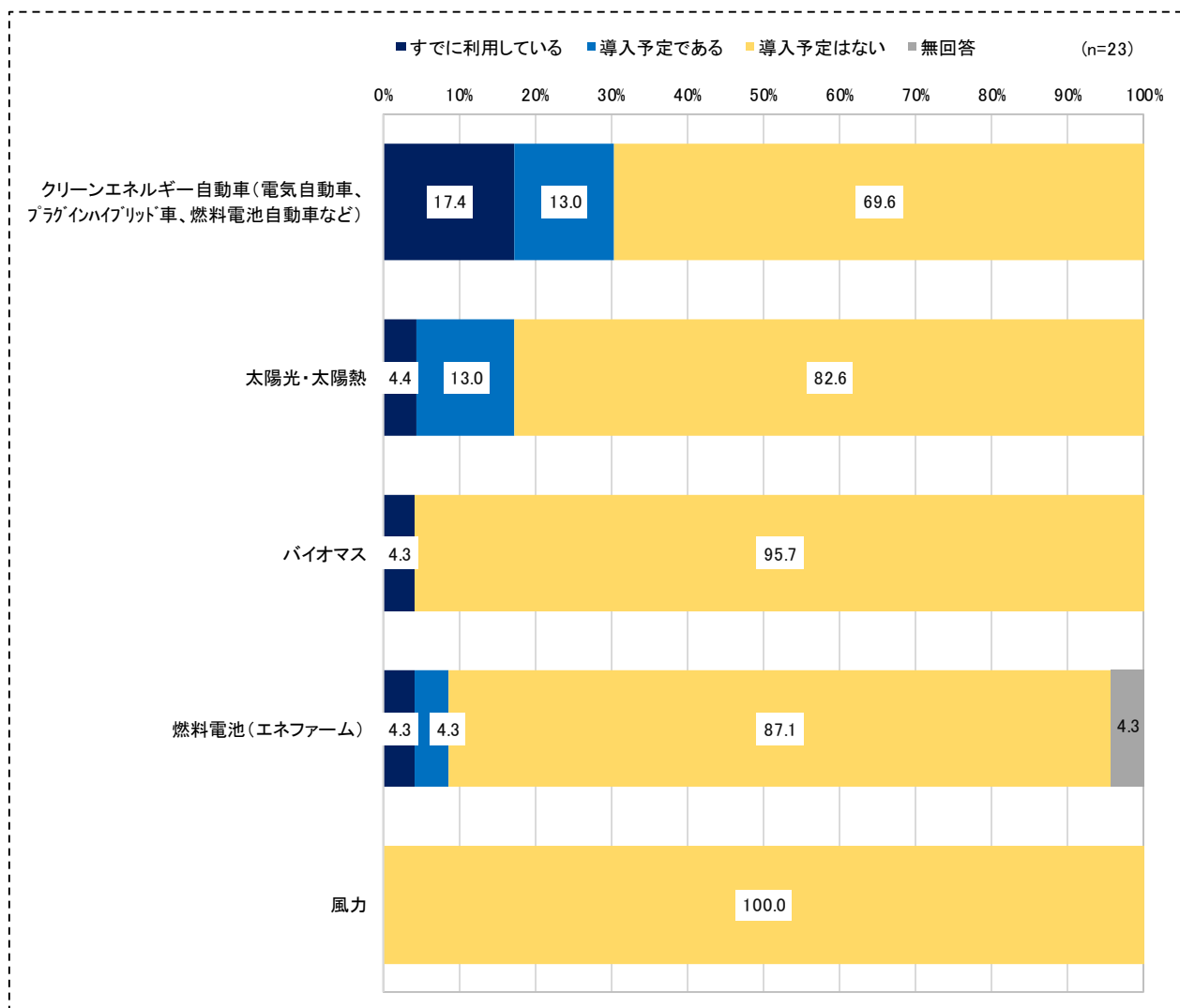


○事業者の環境保全に対する取組

【地球温暖化対策】

事業者における再生可能エネルギーの利用状況については、「クリーンエネルギー自動車」の割合が **17.4%** であり、「太陽光・太陽熱」、「バイオマス」、「燃料電池」などの割合は4%程度と全体的に低くなっており、今後、事業者と連携して脱炭素社会に向けて取組を推進していく必要があります。

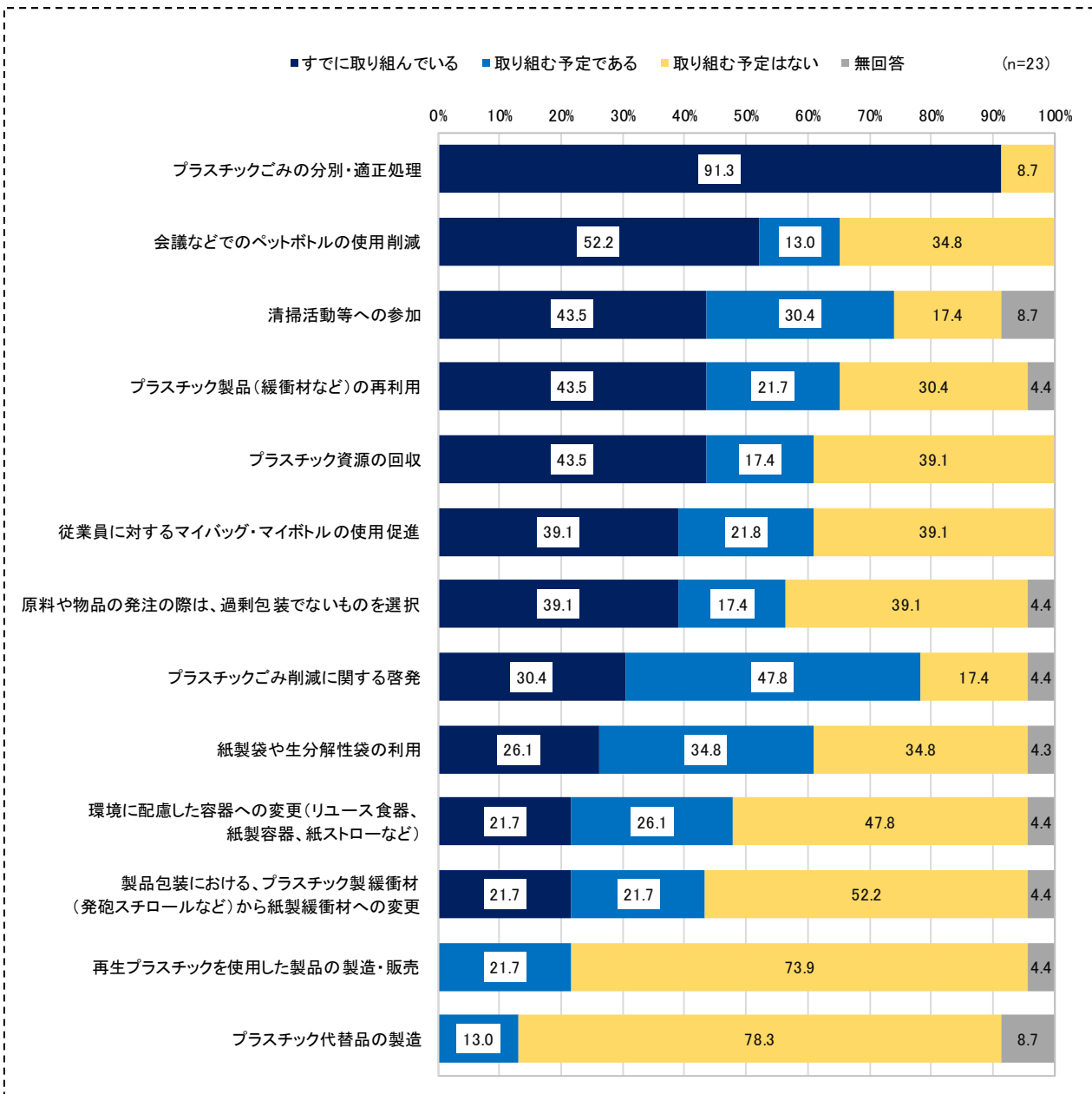
再生可能エネルギーの利用状況



【プラスチックごみ対策】

取り組んでいるものとしては、「プラスチックごみの分別・適正処理」の割合が **91.3%** と高くなっています。また、「会議などでのペットボトルの使用削減」、「プラスチック製品（緩衝材など）の再利用」、「プラスチック資源の回収」の割合も 40%以上となっており、事業者においてもプラスチックごみに対する意識の高まりが見られます。

プラスチックごみに対する取組



第2章 亀岡市の目指すべき環境像

1 目指すべき環境像

本計画を推進することにより、実現を目指す環境像は以下のとおりです。

未来につなごう 世界に誇れる持続可能な環境先進都市 かめおか

豊かな水と緑に恵まれ、アユモドキを始めとする多様な生態系を有する美しい自然環境は、本市の魅力であり、将来の環境に対する市民アンケートにおいても、きれいな水・すがすがしい空気・緑豊かな環境といった本市が有する自然環境を重視する意見が多く見られました。

本市の豊かな自然環境を、将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政などの全ての主体の連携・協力により、持続的な発展が可能なまちを築いていくことが求められています。

このような背景を踏まえて、第3次亀岡市環境基本計画においては、「未来につなごう 世界に誇れる持続可能な環境先進都市 かめおか」を目指すべき環境像とします。

2 施策の方向性及び体系

本計画を計画的かつ総合的に推進していくため、全体像をまとめた施策体系図（13頁）と施策一覧（14頁～15頁）を掲げます。

目指すべき環境像の実現に向けて、6つの施策分野を掲げます。また、6つの施策分野ごとに、施策体系を設定します。そして、施策に対応した具体的施策と取組内容を示します。施策分野～施策～具体的施策は、第5次亀岡市総合計画とも整合を図って展開していきます。それぞれの施策や取組の構成要素が、相乗効果を発揮するような好循環での推進を目指します。

さらに、重点的に実践していくべき目標として、5つの重点目標を掲げます。5つの重点目標は、本市が目指す環境像「未来につなごう 世界に誇れる持続可能な環境先進都市 かめおか」を実現するためのまちづくりを表すものです。各々の施策を重層的に展開するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて、環境に配慮した行動をパートナーシップによって実践していくことで目標達成を目指します。

また、本市は、「SDGs 未来都市」として、市民・事業者・行政がSDGsの理念を理解した上で持続可能なまちづくりを進めていきます。本計画が掲げる、脱炭素化の推進・資源循環型社会の形成・生活環境の保全・自然との共生・亀岡ブランドの創造と発信・環境意識の普及啓発の6つの施策分野の各施策が貢献するSDGsの主な目標を明示します。

第3次亀岡市環境基本計画施策体系図

市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて、
環境に配慮した行動をパートナーシップによって実践



めざすべき
環境像

未来につなごう 世界に誇れる持続可能な環境先進都市 かめおか

重点
目標

- 1 二酸化炭素排出量実質ゼロのまちづくり
- 2 使い捨てプラスチックごみゼロのまちづくり
- 3 亀岡ブランドの創造による地域経済が循環するまちづくり
- 4 ごみを減らして資源を有効活用するまちづくり
- 5 多様な生きものと共生できるまちづくり

施策
分野

1 脱炭素化の推進

7 気候変動に具体的な対策を
9 産業と地域経済の循環 성장을推進しよう
11 持続可能な都市を築こう

12 つくもの量を減らし、資源を有効に活用しよう
13 気候変動に具体的な対策を
15 陸の豊かさを保ち増進しよう

- (1) エネルギーの地産地消
- (2) 再生可能エネルギーの導入拡大
- (3) 省エネルギーの促進
- (4) 環境に配慮した交通手段の推進
- (5) 気候変動対策の推進
- (6) 多様なエネルギーの調査・研究

2 資源循環型社会の形成

2 資源を有効に活用しよう
9 産業と地域経済の循環 성장을推進しよう
11 持続可能な都市を築こう

12 つくもの量を減らし、資源を有効に活用しよう
14 海の豊かさを保ち増進しよう
15 陸の豊かさを保ち増進しよう

- (1) プラスチックごみ対策
- (2) 3R の推進
- (3) 食品ロスの削減
- (4) 廃棄物の適正処理
- (5) 有機性廃棄物のたい肥化

3 生活環境の保全

3 すべての人に健康と福祉を
6 安全な水とトイレを世界中に
11 持続可能な都市を築こう

12 つくもの量を減らし、資源を有効に活用しよう
14 海の豊かさを保ち増進しよう
15 陸の豊かさを保ち増進しよう

- (1) 環境汚染防止対策の推進
- (2) 不法投棄対策・ポイ捨て対策等の推進
- (3) まちなかの緑化
- (4) ふるさとの保全

4 自然との共生

6 安全な水とトイレを世界中に
11 持続可能な都市を築こう
14 海の豊かさを保ち増進しよう
15 陸の豊かさを保ち増進しよう

- (1) 生物多様性の保全
- (2) 水環境の保全
- (3) 森林環境の保全
- (4) 農地の保全

5 亀岡ブランドの創造・発信

8 働きがいも経済成長も
9 産業と地域経済の循環 성장을推進しよう
12 つくもの量を減らし、資源を有効に活用しよう
17 パートナリシップで目標を達成しよう

- (1) 農産物の付加価値の向上
- (2) エコツーリズムの展開
- (3) 環境配慮型の新たな創業支援
- (4) サーキュラーエコノミーの普及啓発
- (5) (仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設の整備

6 環境意識の普及啓発

4 質の高い教育をみんなに
11 持続可能な都市を築こう
17 パートナリシップで目標を達成しよう

- (1) 環境に配慮した取組の実践
- (2) 環境教育・環境学習の推進
- (3) 協働による環境活動の推進
- (4) 企業とのパートナーシップの構築
- (5) 多文化共生における環境啓発の推進

■第 3 次 亀 岡 市 環 境 基 本 計 画 施 策 体 系 図 に 基 づ く 施 策 一 覧

施策分野		施策	具体的施策	頁
1	脱炭素化の推進	(1) エネルギーの地産地消	① 市内発電エネルギーの利用促進	24
			② 公共施設等へのエネルギー地産地消の推進	24
		(2) 再生可能エネルギーの導入拡大	① 公共施設等への太陽光発電システム及び蓄電池の設置推進	25
			② 家庭及び事業所への普及促進	25
			③ 再生可能エネルギーの調査・検討	25
		(3) 省エネルギーの促進	① 環境マネジメントシステムの運用	26
			② 公共施設等への省エネ診断の実施、省エネ機器の導入促進	26
			③ 脱炭素型ライフスタイルへの転換	26
		(4) 環境に配慮した交通手段の推進	① 公共交通の充実	27
			② 道路交通体系の整備推進	27
			③ モビリティ・マネジメントの推進	27
			④ 電気自動車・次世代自動車の導入促進	27
		(5) 気候変動対策の推進	① 自立・分散型エネルギーシステムの構築	28
			② 次期地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	28
		(6) 多様なエネルギーの調査・研究	① 多様なエネルギーのポテンシャル調査	29
2	資源循環型社会の形成	(1) プラスチックごみ対策	① エコバッグ持参率 100%を目指す取組の推進	31
			② マイボトルの普及促進・持参率の向上	31
			③ 使い捨てプラスチックごみの削減・給水スポットの整備	31
			④ リユース食器等の利用促進	32
			⑤ 食品系容器包装の脱プラスチックの推進	32
			⑥ 海洋ごみ・河川ごみの発生抑制に向けた環境保全意識の醸成	32
			⑦ 企業との連携による脱プラスチック意識の普及啓発	32
		(2) 3Rの推進	① ごみの資源化の推進	33
			② ゼロエミッション計画の推進	33
			③ グリーン購入・エシカル消費の推進	34
			④ 企業と連携した資源回収の仕組みづくり	34
		(3) 食品ロスの削減	① 3010運動・食べきり運動等の普及啓発	35
			② 食品ロス削減月間における普及啓発	35
		(4) 廃棄物の適正処理	① 適正処理の推進	36
			② 廃棄物のエネルギー利用の調査・研究	36
		(5) 有機性廃棄物のたい肥化	① 生ごみ・せん定枝・落ち葉等のたい肥化の推進	37
			② 生ごみ処理容器(コンポスト)の購入者支援	37
3	生活環境の保全	(1) 環境汚染防止対策の推進	① 大気環境の保全	39
			② 水質の保全	39
			③ 騒音・振動の防止	39
			④ 悪臭の防止	40
			⑤ 土壌汚染の防止	40
			⑥ 下水道の普及	40
			⑦ 浄化槽設置の促進	40
		(2) 不法投棄対策・ポイ捨て対策等の推進	① 不法投棄やポイ捨て対策	41
			② ポイ捨て防止重点地域の設定	41
			③ 美化活動の促進	41
			④ 空き地の雑草等の除去	42
			⑤ エコウォーカー事業の推進	42
			⑥ 空き家対策	42
		(3) まちなかの緑化	① 街の緑化	43
			② 公園・緑地の整備	43
		(4) ふるさとの保全	① 里地里山の維持	44
			② ふるさと亀岡の景観保全	44

施策分野		施策	具体的施策	頁
4	自然との共生	(1) 生物多様性の保全	① 外来生物対策	47
			② 希少な野生動植物種の保全	47
			③ 身近な生物の生息環境の保全	47
		(2) 水環境の保全	① 保津川流域の保全	48
			② 漂着ごみ対策	48
			③ 水辺環境の創造	48
		(3) 森林環境の保全	① 森林資源の活用促進	49
			② 森林環境の保全	49
			③ 市民による森づくりの推進	49
			④ 「木育」の推進と木材の地産地消	49
		(4) 農地の保全	① 農地の保全	50
			② 新しい農業の導入	50
			③ 地産地消の推進	50
			④ 有害鳥獣対策	50
5	亀岡ブランドの創造・発信	(1) 農産物の付加価値の向上	① 生産者と消費者の交流促進	53
			② 有機JAS認定取得支援	53
			③ カーボンマイナスプロジェクトの推進	53
			④ 有機農業などによるオーガニック農産物の拡大	53
		(2) エコツーリズムの展開	① 三大観光と連携したエコツーリズムの展開	54
			② 農家等と連携した観光体験事業の推進	54
			③ 亀岡の魅力再発見・再構築	54
		(3) 環境配慮型の新たな創業支援	① 環境ロゴマークを活用した情報発信	55
			② 環境に配慮した商品開発や起業の促進	55
			③ 環境関連企業の誘致	55
		(4) サーキュラーエコノミーの普及啓発	① 循環経済への移行	56
		(5) (仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設の整備	① 創業支援・情報発信・交流拠点・活動拠点施設の整備	57
			② 環境関連企業の誘致(再掲)	57
6	環境意識の普及啓発	(1) 環境に配慮した取組の実践	① 就学前教育の充実	60
			② 学校教育の充実	60
			③ 地球環境子ども村の活用	60
			④ 市民への普及啓発	60
		(2) 環境教育・環境学習の推進	① 市民活動の活性化	61
			② 企業と連携した新たな教育プログラムの開発・実践	61
		(3) 協働による環境活動の推進	① 大学・NPO・企業との協働	61
		(4) 企業とのパートナーシップの構築	① かめおか未来づくり環境パートナーシップ協定締結企業の拡大	62
			② スタジアムを活かした情報発信の強化	62
		(5) 多文化共生における環境啓発の推進	① 多文化共生の意識醸成	63
			② 多言語での情報発信	63

第3章 重点目標の設定

本計画では、今後の亀岡市の環境施策を縦横につなぎ、各施策が好循環で展開するべく、計画の核心部として5つの「重点目標」を掲げています。

重点目標は、本市における環境政策において、今後も重点的に取り組んでいくべきことを示しており、将来的なまちづくりイメージとして実践していく重要な目標です。

重点目標 1

二酸化炭素排出量実質ゼロのまちづくり

重点目標 2

使い捨てプラスチックごみゼロのまちづくり

重点目標 3

亀岡ブランドの創造による地域経済が循環するまちづくり

重点目標 4

ごみを減らして資源を有効活用するまちづくり

重点目標 5

多様な生きものと共生できるまちづくり

重点目標 1 二酸化炭素排出量実質ゼロのまちづくり

概 要

地球温暖化の影響は、既に世界各地で現れており、気温・海水温・海水面の上昇や雪氷の減少が確認されています。これらは、干ばつや洪水などの極端な気象変化を増大させるとともに、生物種の絶滅や食料問題の深刻化、感染症の増加、災害の激化を引き起こす可能性が指摘されています。地球温暖化を防止するため、国際社会全体で脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

国では、令和 2(2020)年 10 月に令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。今後、令和 12(2030)年度において温室効果ガスを平成 25(2013)年度から 46%削減することとし、さらに、50%の高みに挑戦していくこととしています。

本市においても、令和 3(2021)年 2 月に「かめおか脱炭素宣言」を行い、令和 32(2050)年までに市内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すこととしています。今後、官民連携で設立した自治体新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」を核として取り組んでいるエネルギーの地産地消を拡大させ、市内における太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及・拡大に積極的に取り組み、本市における脱炭素化を推進します。

関連する施策

施策分野	施策	
1 脱炭素化の推進	(1) エネルギーの地産地消	(2) 再生可能エネルギーの導入拡大
	(3) 省エネルギーの促進	(4) 環境に配慮した交通手段の推進
	(5) 気候変動対策の推進	(6) 多様なエネルギーの調査・研究
2 資源循環型社会の形成	(1) プラスチックごみ対策	(2) 3 R の推進
	(3) 食品ロスの削減	(4) 廃棄物の適正処理
	(5) 有機性廃棄物のたい肥化	
5 亀岡ブランドの創造・発信	(4) サーキュラーエコノミーの普及啓発	

主な指標

市内全体から排出される温室効果ガス年間排出量を平成 25(2013)年度比で 50%削減します。

現状 318.7 千 t-CO₂ ⇒ 目標 213.6 千 t-CO₂
 (平成 25(2013)年度実績 427.3 千 t-CO₂)

関連する SDGs



重点目標２ 使い捨てプラスチックごみゼロのまちづくり

概 要

プラスチック製品は、私たちの生活の中で広く普及し、必要不可欠なものとなっています。特に、食品の包装やレジ袋などに使われている使い捨てプラスチックは、全てのプラスチック製品のうちの約４割を占めています。これらの「捨てられることが前提」のプラスチックは、**ポイ捨てなどにより**、内陸部の川を流れて海に流出しており、海洋プラスチック汚染を引き起こしています。

海洋プラスチック汚染は、プラスチックが紫外線や波の力で細くなってマイクロプラスチックとなり、多くの海や川の生き物がエサと間違えて飲み込んでしまい、海や川の生態系に深刻な影響を与えています。

本市では、**平成 24(2012)年 8 月**に内陸部の自治体では初めて「海ごみサミット」を開催し、保津川から海ごみを無くす取組を進めてきました。これらの取組を深化させて、保津川をはじめとする自然景観や市民の生活環境、アユモドキに代表される生態系を守っていくために、**平成 30(2018)年 12 月**に**議会とともに**「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。今後、プラスチックに依存していた**暮らし**を見直し、プラスチックに依存しない社会を構築していくため、**令和 12(2030)年**までに使い捨てプラスチックごみゼロに向けた取組を推進します。

関連する施策

施策分野	施策	
2 資源循環型社会の形成	(1) プラスチックごみ対策	(2) 3Rの推進
	(4) 廃棄物の適正処理	
3 生活環境の保全	(2) 不法投棄対策・ポイ捨て対策等の推進	
4 自然との共生	(2) 水環境の保全	
5 亀岡ブランドの創造・発信	(3) 環境配慮型の新たな創業支援	(4) サーキュラーエコノミーの普及啓発
	(5)(仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設の整備	
6 環境意識の普及啓発	(1) 環境に配慮した取組の実践	(2) 環境教育・環境学習の推進
	(3) 協働による環境活動の推進	(4) 企業とのパートナーシップの構築

主な指標

エコバッグ持参率 **現状** 98% ⇒ **目標** 100%

マイボトル持参率 **現状** 66% ⇒ **目標** 100%

関連する SDGs



重点目標3 亀岡ブランドの創造による地域経済が循環するまちづくり

概要

本市では、令和12(2030)年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを**目指し**、**自然環境**の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組む「世界に誇れる環境先進都市・**亀岡市**」の実現を**目指しています**。

また、本市の豊かな自然環境や地域資源を有効活用し、循環させることで、亀岡ならではの新たな価値を創造し、地域内消費の向上や交流人口の創出につなげることで、持続可能なまちづくりを推進しています。プラスチックごみゼロに向けた取組として、「環境×芸術」を掛け合わせた「KAMEOKA FLY BAG Project」によって、本市発のアップサイクル製品となる「HOZUBAG」が誕生しました。この「HOZUBAG」は、資源循環・雇用創出・環境面の情報発信などの好循環を生み出しています。また、世界に誇れる環境先進都市を考える「Plastics Smart かめおか 100 人会議」では、芸術の視点を取り入れた「環境ロゴマーク」を作成し、本市における環境の取組のブランドとして、全国に向けて発信しています。

これらの取組をさらに拡大していくため、環境の下に多くの人々が集い・交流し・つながる拠点として、本市の玄関口に位置する JR 亀岡駅・府立京都スタジアム・保津川遊船をつなぐ動線上に「(仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設」の整備を進めます。この「(仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設」を核として、本市の環境への取組だけでなく、地域経済が循環する新たなビジネスモデルの創出を図り、「亀岡ブランド」の創造・発信に取り組めます。

関連する施策

施策分野	施策	
5 亀岡ブランドの創造・発信	(1) 農産物の付加価値の向上	(2) エコツーリズムの展開
	(3) 環境配慮型の新たな創業支援	(4) サーキュラーエコノミーの普及啓発
	(5) (仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設の整備	
6 環境意識の普及促進	(4) 企業とのパートナーシップの構築	(5) 多文化共生における環境啓発の推進

主な指標

環境パートナーシップ提携企業数

現状 33 社 ⇒ **目標** 200 社

新規起業数

現状 14 事業者 ⇒ **目標** 延べ 30 事業者以上

関連する SDGs



重点目標4 ごみを減らして資源を有効活用するまちづくり

概要

私たちは、物質的な豊かさや生活の利便性を追求するあまり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会によって、資源の枯渇や不法投棄などの様々な環境問題を引き起こしています。

また、食品ロスや海洋プラスチック汚染などが、新たな問題となっています。これらの解決のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通・消費・廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される「循環型社会」への転換が必要となっています。

本市では、焼却施設と埋立施設の2つのごみ処理施設が稼働しており、市民・事業者によるごみの減量や分別などの取組によって、ごみの排出量は平成16(2004)年度をピークに減少していますが、ごみが排出される限りは、焼却施設の老朽化や埋立施設の残容量の減少は避けることはできません。こうした状況を踏まえ、平成30(2018)年に「亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）」を策定し、環境にも将来世代にも大きな負担となる新たな埋立処分場はつくらないこととし、分別の拡大や事業者との連携による資源化を進めてきました。今後、焼却や埋立処分するごみの量を徹底的に減らすために、さらなるごみの減量化や資源化に取り組み、廃棄物が新たな資源として循環する仕組みづくりを構築していきます。

関連する施策

施策分野	施策	
2 資源循環型社会の形成	(1) プラスチックごみ対策	(2) 3Rの推進
	(3) 食品ロスの削減	(4) 廃棄物の適正処理
	(5) 有機性廃棄物のたい肥化	
5 亀岡ブランドの創造・発信	(3) 環境配慮型の新たな創業支援	(4) サーキュラーエコノミーの普及啓発
6 環境意識の普及啓発	(4) 企業とのパートナーシップの構築	

主な指標

ごみの総排出量

現状 24,815t ⇒ 目標 21,551t 以下

ごみの資源化率

現状 16.69% ⇒ 目標 20.5%以上

関連するSDGs



重点目標5 多様な生きものと共生できるまちづくり

概 要

私たちの住む地球には、人間だけでなく、動物・植物・昆虫・もっと小さな生きものたちなど、多様な生きものが生きています。それぞれの生きものは、独自の生態系だけではなく、他の生きものともつながり、支え合いながら生きています。そのような地球上に棲む多種多様な生きものたちの関わりが「生物多様性」であり、この「生物多様性」の恵みによって、私たちの生活が支えられています。

本市では、国の天然記念物に指定されている「アユモドキ」が生息する「母なる川・保津川」や、まちを囲む田園と山々の緑によって多様な生態系が育まれています。これらの自然環境は、本市の魅力であるとともに、市民や本市を訪れる人々に自然とのふれあいの場や癒しを提供しています。

市内の生物多様性を守っていくためには、動植物の現状を把握するとともに、生息・生育環境の保全・活用・再生に取り組む必要があります。人と生きものにもやさしく、多様な生きものが共に生き続けることができるまちを目指し、行政だけでなく、市民・事業者・関係団体などとの協働により、豊かな自然環境を未来につないでいきます。

関連する施策

施策分野	施策	
3 生活環境の保全	(3) まちなかの緑化	(4) ふるさとの保全
4 自然との共生	(1) 生物多様性の保全	(2) 水環境の保全
	(3) 森林環境の保全	(4) 農地の保全

主な指標

アユモドキの推定個体数（1歳以上魚）

現状 166 匹 ⇒ 目標 500 匹

関連するSDGs



第4章 施策の展開

目指すべき環境像の実現に向け、本計画の対象となる6つの施策分野を定めて、施策・取組を推進します。

施策分野 1

脱炭素化の推進

施策分野 2

資源循環型社会の形成

施策分野 3

生活環境の保全

施策分野 4

自然との共生

施策分野 5

亀岡ブランドの創造・発信

施策分野 6

環境意識の普及啓発



1 脱炭素化の推進

施策の方向性

令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出量実質ゼロのまちを目指し、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギーの推進などの地球温暖化対策に取り組むとともに、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進することで、脱炭素化を推進します。

施 策

(1) エネルギーの地産地消

(2) 再生可能エネルギーの導入拡大

(3) 省エネルギーの促進

(4) 環境に配慮した交通手段の推進

(5) 気候変動対策の推進

(6) 多様なエネルギーの調査・研究

関連する SDGs17 のゴール



施策（１）エネルギーの地産地消

現状と課題

- 市内でも導入が進んでいる太陽光発電などの再生可能エネルギーは、地産地消を推進することで、温室効果ガス削減効果などの環境面だけでなく、災害時のエネルギー確保の手段としての役割を果たすため、今後も一層の導入拡大を図る必要があります。
- 平成 30(2018)年 1 月に、エネルギーの地産地消による地域活性化を図るため、官民連携で共同出資して自治体新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」を設立しました。亀岡ふるさとエナジー（株）では、市内にある大規模太陽光発電所や年谷浄化センターの消化ガス発電所から電気を買い取り、市内の公共施設等へ電気を供給することで、エネルギーの地産地消に取り組んでいます。
- 亀岡ふるさとエナジー（株）が、公共施設等へ供給する電気の約 6 割が、市内で発電された電気です。令和 32(2050)年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、エネルギーの地産地消の割合をさらに高めていく必要があります。

具体的施策と取組内容

①市内発電エネルギーの利用促進

- ・亀岡ふるさとエナジー（株）と連携し、市内民間企業の屋根等を活用した自家消費型太陽光発電事業の普及拡大に努めます。
- ・営農型太陽光発電など、市内発電エネルギーの有効利用について、検討します。

②公共施設等へのエネルギー地産地消の推進

- ・公共施設等において、亀岡ふるさとエナジー（株）からの電気供給量の拡大に取り組みます。

【コラム 1】自治体新電力会社・亀岡ふるさとエナジー株式会社

亀岡ふるさとエナジー株式会社は、亀岡市や亀岡商工会議所、市内の民間企業などが中心となって、平成 30 年（2018 年）1 月に設立した自治体新電力会社で、市内にある京都・亀岡メガソーラーや京都スタジアム発電所などで発電された電気を市内の公共施設・民間事業者・一般家庭に供給し、エネルギーの地産地消を進めています。また、地産地消によって地域内の資金循環を促進するとともに、利益を地域に還元しています。

現在、亀岡市における再生可能エネルギーの利用拡大を促進するため、公共施設や地元企業への自家消費型太陽光発電設備の導入を進めています。二酸化炭素を排出しない電力の利用によって、エネルギーの地産地消のみならず、市内の脱炭素化に大きく寄与する取組を進めています。



施策（２）再生可能エネルギーの導入拡大

現状と課題

- 再生可能エネルギーの利活用を推進することは、温室効果ガスの削減につながります。
- 亀岡市役所では、亀岡市役所温暖化対策基本方針において、公共施設等への再生可能エネルギー導入率 100%を目指し、亀岡ふるさとエナジー（株）と連携して、再生可能エネルギーの導入拡大に努めています。
- 市内において発電された再生可能エネルギーの利活用促進策の検討を行い、地域内におけるエネルギー資源の循環を推進することが必要です。
- 太陽光発電システムを導入する手段の一つとして、設備導入及び維持管理を第三者が行う PPA(太陽光発電の第三者所有モデル)が注目を集めています。初期費用・維持管理費用がかからず、クリーンな電力を供給できる体制を整備することで、再生可能エネルギーの導入拡大と建築物等の脱炭素化・強靱化を推進します。
- 家庭部門における脱炭素化を推進するため、太陽光発電システムや蓄電設備を設置する助成を行うなど、温室効果ガスを排出しない環境にやさしい自立型再生可能エネルギーの普及を促進する必要があります。

具体的施策と取組内容

①公共施設等への太陽光発電システム及び蓄電池の設置推進

- ・亀岡ふるさとエナジー（株）と連携し、国の補助事業などを活用して、公共施設等への太陽光発電システム及び蓄電池の設置を推進します。

②家庭及び事業所への普及促進

- ・住宅用の太陽光発電システムと蓄電設備を同時設置する市民へ助成を行い、再生可能エネルギーの導入を支援します。
- ・市内事業所での再生可能エネルギーの利活用促進を図るため、導入拡大に向けた普及啓発活動を推進します。

③再生可能エネルギーの調査・検討

- ・市内の住宅等に設置された卒 FIT 電源の有効活用など、再生可能エネルギーのさらなる調達に向けて、亀岡ふるさとエナジー（株）と連携して、調査・検討を進めます。

【コラム２】環境負荷の少ない再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、石油などの化石エネルギーとは異なり、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった温室効果ガスを排出しないエネルギーです。

現在、国内の電源構成に占める再生可能エネルギー割合は約 18%（令和元(2019)年度）となっていますが、国の第 6 次エネルギー基本計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、令和 12(2030)年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 36～38%とし、さらには 38%以上の高みを目指すこととしています。

施策（３）省エネルギーの促進

現状と課題

- 温室効果ガス排出量を削減するためには、一人ひとりが主体的に省エネルギー行動を実践することが重要です。
- 亀岡市役所では、環境マネジメントシステムを運用し、一事業所としての事務事業により排出される温室効果ガスの削減に努めています。令和 2(2020)年度における温室効果ガス排出量は、20,130 t であり、平成 26(2014)年度と比較して 16.0%削減することができました。
- 市の業務における省エネルギーの率先行動を徹底するとともに、公共施設等における省エネルギー機器等の導入を推進する必要があります。
- 各種イベントや啓発活動により、市民・事業者・行政による日常生活や事業活動における身近な省エネルギー行動の実践を促進する必要があります。

具体的施策と取組内容

①環境マネジメントシステムの運用

- ・ 公共施設におけるエネルギー使用量の削減、電力使用の抑制、本市の事務事業におけるごみの排出量の削減に努め、温室効果ガス総排出量を削減します。
- ・ 公共施設への再生可能エネルギー導入率 100%を目指すとともに、照明の LED 化、省エネルギー機器への更新、公用車の低公害車の導入などを積極的に進めます。

②公共施設等への省エネ診断の実施、省エネ機器の導入促進

- ・ 亀岡ふるさとエナジー（株）と連携して、公共施設等への省エネ診断を実施し、照明の LED 化、断熱改修、省エネ機器導入について、ESCO 事業（省エネ改修に係る全ての経費を、光熱水費の削減分でまかなう事業）などの新たな手法を検討し、導入を促進します。

③脱炭素型ライフスタイルへの転換

- ・ クールビズやウォームビズの実践、つる性植物によるみどりのカーテン事業などの取組を周知し、市民や事業者に対し、環境に配慮した脱炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促進します。

施策（４）環境に配慮した交通手段の推進

現状と課題

- 運輸部門の温室効果ガス排出量のうち、約 8 割が自動車による排出となっています。今後、自動車による排出量を削減するとともに、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しやすい環境を整備することにより、環境にやさしいまちづくりを推進することができます。
- 市民の通勤・通学、買い物等の日常移動における自動車依存のライフスタイルからの脱却が、脱炭素に向けた課題の一つとして挙げられます。
- 市民の公共交通に関する意識を高め、環境にやさしいバス利用を促進するため、「市民ノーマイカーDay」を実施するなど、モビリティ・マネジメントに積極的に取り組むことで、自動車から公共交通への利用転換を進めていくことができます。
- 自動車については、化石燃料車から、環境負荷の少ない電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）などの次世代自動車の導入を促進する必要があります。

具体的施策と取組内容

①公共交通の充実

- ・交通事業者（鉄道・バス・タクシー等）との連携したまちづくりを推進し、総合的な公共交通ネットワークの形成を図ります。

②道路交通体系の整備推進

- ・交通渋滞対策や幹線道路及び主要生活道路の整備により、円滑な交通流の確保に努めます。
- ・歩道や自転車利用環境の整備を推進することで、ウォーキングやサイクリングを通じた健康づくりにつなげます。

③モビリティ・マネジメントの推進

- ・自動車利用を抑制するエコ通勤等の取組を市民や企業等にも周知し、公共交通への利用転換に向けて取り組みます。また、市内小学校等を対象に、環境に対する情報提供や地域の公共交通に対する理解を深めるため、交通環境学習を継続的に実施します。

④電気自動車・次世代自動車の導入促進

- ・市の公用車の更新においては、電気自動車等の環境負荷の少ない車両の導入に努めます。
- ・市民や事業者のエコカー導入を促進するため、国や府等と連携して、電気自動車（EV）やV2H（Vehicle to Home）などのEV蓄電池の利活用に向けて、情報発信を行います。

施策（５）気候変動対策の推進

現状と課題

- 気温の上昇や極端な気象現象等の気候変動は、動植物の生息環境に変化をもたらすなど、農業や生態系などの基盤となる自然環境へ様々な影響を及ぼしています。特に、集中豪雨や大型台風等は、大規模な災害につながるケースもあり、本市においても浸水被害や土砂崩れによる被害が発生していることから、地球温暖化に伴う気候変動の影響が深刻化しています。
- 市域における温室効果ガスを削減するため、亀岡市地球温暖化対策地域推進計画を実行し、平成 30(2018)年度までに平成 2(1990)年度比で 11.3%の削減を図ってきました。今後、令和 32(2050)年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを見据えた、新たな計画の策定が必要となっています。

具体的施策と取組内容

①自立・分散型エネルギーシステムの構築

- ・災害時における地域社会のレジリエンス（回復力）向上を図るために、市内公共施設等に太陽光発電システムと蓄電池の設置を推進し、自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。

②次期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

- ・令和 32(2050)年における市域の脱炭素化を見据えた次期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。（令和 4(2022)年度以降に策定予定）

【コラム３】気候変動による影響

気候変動への対策は、温室効果ガスの排出量を減らすなどの「緩和策」に加えて、すでに起こりつつある気候変動の影響による被害の防止や軽減などの「適応策」を施していくことが重要になってきています。

本市では、豪雨や強大な台風による風水害・土砂災害が懸念されることから、市民の防災意識の醸成、様々な治水対策に加え、災害時における電源等の確保の観点から、太陽光発電システムと蓄電池の導入、自立・分散型のエネルギーシステムの導入などを合わせて進めていくことが必要です。

また、農地や森林の保全を通じて雨水の貯留・浸透に役立てていくことも、地域の特性を活かした対策として必要です。



平成 25 年台風第 18 号水害(上)

平成 30 年 7 月豪雨による土砂災害(下)



施策（６）多様なエネルギーの調査・研究

現状と課題

- 年谷浄化センターでは、官民連携で下水汚泥の持つエネルギー（消化ガス）を有効利用し、消化ガス発電により電気を生み出しています。発電された電気は、亀岡ふるさとエナジー（株）を通じて、公共施設等へ供給しています。
- 廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策にも資することから、地域の特性に応じた適切な再生利用に取り組むことが必要です。

具体的施策と取組内容

①多様なエネルギーのポテンシャル調査

- ・小水力やバイオマスなどの新たな再生可能エネルギーとなり得る地域資源について、ポテンシャル（潜在力・可能性）を調査・研究し、地域で循環利用できる取組につなげていきます。

■主な成果指標【脱炭素化の推進】

施策 No.	指標	R2(2020)年度 (実績)	R13(2031)年度 (目標)
(1)	自家消費型太陽光発電事業の契約件数※1	0件	10 件
	公共施設・事業所への電力供給契約件数※2	50 件	100 件
(2)	太陽光発電システム及び蓄電池を設置済みの公共施設数※3	5施設	100 施設
(3)	亀岡市役所における温室効果ガス総排出量※4 (平成 25(2013)年度排出量 24,506t-CO2)	20,130t-CO2	12,253t-CO2 (H25(2013)年度比▲50%)
	省エネ診断の実施施設数※5	4施設	100 施設
	ESCO 事業導入施設数※6	0施設	20施設
(4)	市の公用車への電気自動車等の導入台数	2台	10 台
(5)	市内全体の温室効果ガス年間排出量※7 (平成 25(2013)年度排出量 427.3 千-CO2)	318.7 千 t-CO2※8	213.6 千 t-CO2 (H25(2013)年度比▲50%)

※1・2 亀岡市 SDGs 未来都市計画を基に算出

※3 亀岡市公共施設等総合管理計画における公共施設から、駐車場・倉庫等を除いた施設数

※4 亀岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を基に算出

※5・6 亀岡ふるさとエナジー(株)における実施数を基に算出

※7 亀岡市地球温暖化対策地域推進計画及び国の地球温暖化対策計画を基に算出

※8 平成 30(2018)年度の実績値



2 資源循環型社会の形成

施策の方向性

かめおかプラスチックごみゼロ宣言の実現に向けて、使い捨てプラスチックごみに対する市民、事業者などの意識変革と行動変容を促進するとともに、環境・経済・社会が統合的に発展する持続可能なまちづくりを推進します。

また、廃棄物の発生抑制対策や、ごみの減量化、資源化に積極的に取り組み、資源循環型社会の構築を目指します。

施策

(1) プラスチックごみ対策

(2) 3 Rの推進

(3) 食品ロスの削減

(4) 廃棄物の適正処理

(5) 有機性廃棄物のたい肥化

関連する SDGs17 のゴール



施策（１）プラスチックごみ対策

現状と課題

- 本市は、令和 12(2030)年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指し、平成 30(2018)年 12 月に「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組む「世界に誇れる環境先進都市・亀岡市」の実現に向け、市民や事業者とともに、一人ひとりの意識、行動をつなげ、大きな動きを創り出すことが求められています。
- 令和 2(2020)年 3 月に、「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」を制定し、令和 3(2021)年 1 月から施行しました。この条例により、市内の事業者でのプラスチック製レジ袋の提供が有償無償を問わず禁止となり、代替の紙袋などについては、有償での提供となりました。豊かな自然とともにあるこの暮らしを、次世代につなぐための本市の様々な取組に、多くの市民や事業者が注目しています。
- 漂着ごみの回収は際限がなく、大雨などで保津川が増水すると、美しい保津川に再びプラスチックごみが漂着します。河川美化活動に取り組むことは、下流にごみを流さないことであり、海洋プラスチック汚染という大きな課題解決にもつながります。

具体的施策と取組内容

①エコバッグ持参率 100%を目指す取組の推進

- ・亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の施行により、エコバッグ持参率の向上とごみの減量化に取り組み、令和 12(2030)年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指します。

②マイボトルの普及促進・持参率の向上

- ・企業等と連携し、マイボトルの普及促進・持参率の向上に向けた市民啓発事業等を実施します。併せて、マイボトルに無料で給水できる場所（給水スポット）の拡大を推進します。

③使い捨てプラスチックごみの削減・給水スポットの整備

- ・ペットボトルをはじめとした使い捨てプラスチックごみの削減に向けた、市民啓発事業等を実施します。
- ・環境に配慮したサービスを提供するお店を「リバーフレンドリーレストラン」に認定するなど、市内飲食店等とともに、使い捨てプラスチックごみの削減に取り組みます。
- ・市内公共施設や小・中学校・義務教育学校に給水機を設置するとともに、市内飲食店等と協力して、無料で給水できる場所（給水スポット）の拡大を推進します。

④リユース食器等の利用促進

- ・市内で開催されるイベントにおいて、主催者・出店者のリユース食器借上げ費用の一部を助成し、イベントで出るごみを大幅に削減するとともに、使い捨てプラスチックごみの削減を図ります。

⑤食品系容器包装の脱プラスチックの推進

- ・テイクアウト容器の脱プラスチックや容器持参の取組を推進するとともに、量り売りなど、消費者の行動変容につながる販売手法の促進に取り組みます。

⑥海洋ごみ・河川ごみの発生抑制に向けた環境保全意識の醸成

- ・海ごみサミット 2012 亀岡保津川会議で採択された「亀岡保津川宣言」、「川のごみや海のごみをともに考える京都流域宣言」の主旨を踏まえ、漂着ごみの発生抑制に取り組みます。
- ・「川と海つながり共創（みんなでつくろう）プロジェクト」と連携した、漂着ごみ清掃活動及び調査活動や「保津川クリーン大作戦」など、市民・NPO・事業者・行政との協働による海洋ごみや河川ごみの発生抑制に向けた環境保全啓発活動を推進します。
- ・環境展示会への参加やホームページなどを活用した情報発信を行います。
- ・市内の小学生や中学生とその保護者を対象にした「こども海ごみ探偵団」などの環境学習を通じて、多くの市民・次代を担う子どもたちとともに、海洋プラスチック汚染問題の解決に向けて、考える機会を創出します。

⑦企業との連携による脱プラスチック意識の普及啓発

- ・環境に配慮した取組を行う企業と連携し、情報発信やイベントなどを通して市民などへの脱プラスチックの意識の普及啓発に取り組みます。
- ・生分解性農業資材を扱う企業と連携し、農業分野から排出される廃プラスチックの削減に取り組みます。（「Green Planet プロジェクト」の推進）

施策（２）３Ｒの推進

現状と課題

- 資源を有効に活用する質の高い循環型社会においては、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、とりわけ２Ｒ（リデュース・リユース）の取組を強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要です。そのうえで、排出されてしまった廃棄物の再生利用（リサイクル）と適正処理を行う循環型社会の創造を目指す必要があります。
- 亀岡市ゼロエミッション計画（ごみ処理基本計画）を策定し、「埋立て施設を新たにつくらないまちづくり」を目指し、誰もが取り組める資源化の仕組みづくりや、資源化の対象を拡大するなど、埋立てごみを徹底的に減らしています。しかし現状では、埋立てごみの中に可燃ごみ・ペットボトル・缶・ビン・容器包装プラスチック・プラスチック製品・金属などの資源物の混入が多く見られ、一層のごみの資源化を推進する必要があります。
- 現在、**ごみ・し尿の処理**については、市域を超えて処分を行っています。**今後も**民間企業等と連携して、適切な処理を推進していく必要があります。
- 市役所において開催する会議では、ペットボトル飲料は提供せず、リユースカップの使用や、マイボトル持参を呼びかけることで、ごみの削減に努めています。また、市役所で調達する物品は、エコマークがあるものやグリーン購入法の適合商品などを推奨し、再生品利用の拡大を図っています。
- 市民や事業者による、ごみの分別の徹底、資源物の回収を促進し、再資源化の仕組みの強化を図っていく必要があります。

具体的施策と取組内容

①ごみの資源化の推進

- ・資源化率を上げるために、市民にわかりやすい資源化システムを構築します。また、パンフレットや SNS、ホームページなどを通じて、市民や事業者へごみ出しルールの徹底を図るとともに、受益者負担の見直しを行い、資源物の分別意識の向上に努めます。
- ・埋立てごみ中間処理事業を実施し、可燃ごみ又は資源化物を選別し、処分ごみの減量に努めます。

②ゼロエミッション計画の推進

- ・増加傾向にある事業系一般廃棄物を抑制します。排出ごみに含まれる資源物の再資源化を推進することで、資源化率の向上を図ります。

- ・市施設における紙ごみ（OA 用紙・封筒など）を再利用するとともに、ペーパーレス化を推進することで、ごみの減量化に取り組めます。
- ・一般廃棄物（ごみ）処理手数料の適正化を図ることで、ごみの減量を推進します。
- ・資源ごみ集団回収報奨金制度、ごみ減量化・リサイクル機器購入費補助制度などの情報提供を行い、ごみの減量化・リサイクルに向けた取組を支援します。

③グリーン購入・エシカル消費の推進

- ・グリーン購入法の適合商品などの購入を推進し、再生品利用の拡大に取り組めます。
- ・人や社会、地球環境、地域に配慮した消費行動「エシカル消費（倫理的消費）」の普及を推進します。

④企業と連携した資源回収の仕組みづくり

- ・資源回収の豊富な実績と経験をもつ企業と連携して、市民にわかりやすい資源化システムを構築します。
- ・本市の処理施設（桜塚クリーンセンター及びエコトピア亀岡）において、適切に処理ができないものについては、民間企業の施設や技術を活用し、適切な処理及び資源化を促進します。
- ・民間企業と連携し、使用済小型家電等のイベント収集を行い、資源化を推進します。
- ・古紙等の拠点回収に実績のある企業と連携し、古紙・段ボールの拠点回収を行うことで、焼却ごみの減量化及びごみの再資源化を推進します。

埋立てごみの中間処理事業によって取り出された資源ごみ（ペットボトル（左）・容器包装プラスチック（右））



民間企業と連携した資源化の取組

（使用済みインクカートリッジの回収BOX（左）・小型家電のイベント収集（中央）・古紙、段ボールの拠点回収（右））



施策（３）食品ロスの削減

現状と課題

- 家庭からの食品ロスの要因は、料理を作りすぎて残る「食べ残し」、野菜の皮や茎など、食べられるところまで切って捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」です。
- 私たち一人ひとりが、食べ物を、もっと無駄なく、大切に消費していく必要があります。

具体的施策と取組内容

①3010 運動・食べきり運動等の普及啓発

- ・「食べきりタイム」を設けることで食べ残しを減らす「3010 運動」や、家庭で食材を上手に使い切るアイデアの普及を目指し、「おいしい食べきり運動」等の取組を推進します。

②食品ロス削減月間における普及啓発

- ・10月の「食品ロス削減月間」、10月30日の「食品ロス削減の日」の周知を図り、日本の大切な文化である「もったいない」の心を大切に、各自ができることから食品ロス削減に取り組めるよう啓発を行います。

買い物時は、必要な分だけ買う。

料理の際は、食べられる量を作る。

食事の際は、おいしく食べきる。

【コラム４】食品ロスについて

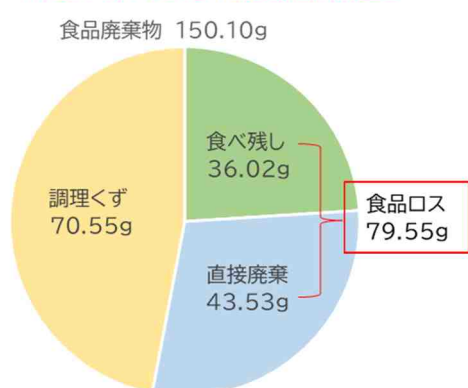
日本における食品ロスの量は年間570万トン（令和元（2019）年度推計）で、国民1人当たり毎日お茶碗1杯分（約124g）捨てていることになります。

本市の食品ロス実態調査（令和3（2021）年10月）の推計では、燃えるごみの37.4%が食品廃棄物となっており、1人1日あたりの食品廃棄物発生量（食べ残し・直接廃棄・調理くず）は、150.10g／人・日となっています。

その内の食品ロス発生量（食べ残し・直接廃棄）は、79.55g／人・日となっています。

資源の有効活用や環境負荷への配慮から、私たち一人ひとりが食べ物をもっと無駄なく、大切に消費して、食品ロスを減らすことが必要です。

本市の1人1日あたりの食品ロス発生量



施策（４）廃棄物の適正処理

現状と課題

- 公共工事における廃棄物の適正処理を図るため、建設廃棄物は、「建設リサイクル法」に基づき、許可を受けた産業廃棄物処理施設で処分を行い、発生する産業廃棄物処理について、処理計画書及び報告書・処理施設の許可証・運搬経路・写真・適正に処理されたことを証する書面（マニフェスト、受入証明等）を工期内及び工事完成時に確認しています。
- 廃棄物の安定処理を確保するためには、本市の廃棄物処理施設において、老朽化した設備の更新などを、計画的に進めていく必要があります。
- ごみ出しルールについては、パンフレット等を用いて周知していますが、適切に分別されずに家庭から排出されるものが散見されることから、料金の見直し等を検討し、ごみの減量化の意識向上を図る必要があります。
- 廃棄物の有効活用策として、エネルギーへの変換や研究開発及びその利用実態について調査する必要があります。

具体的施策と取組内容

①適正処理の推進

- ・公共工事で発生する産業廃棄物については、再利用や適正処理を推進します。
- ・廃棄物処理施設の適正な運転管理、維持管理により施設能力の維持・回復と合わせ、長寿命化計画に基づく修繕や施設の更新に向け、必要な調査・検討を行います。
- ・「クリーンかめおか推進会議」や「公益財団法人亀岡市環境事業公社」と連携し、市民や事業者に対し、ごみ出しルールの周知徹底を図ります。

②廃棄物のエネルギー利用の調査・研究

- ・廃棄物のエネルギー利用の具体化に向けた、ポテンシャル（潜在力・可能性）調査を実施します。

施策（５）有機性廃棄物のたい肥化

現状と課題

- 生ごみ・せん定枝・落ち葉等のたい肥化は、ごみの減量化の観点から、肥料として有効利用できないか注目されているところです。
- 家庭から出る生ごみを土に還し、たい肥として循環させる仕組みは、温室効果ガスの削減にもつながっており、家庭でできる取組を市内全域に拡大していくことが重要です。
- 本市では、生ごみ処理容器（コンポスト）購入者に補助金を交付しており、ごみの減量化及び資源循環の観点から、一層の普及が課題です。

具体的施策と取組内容

①生ごみ・せん定枝・落ち葉等のたい肥化の推進

- ・ごみの減量化を推進するため、生ごみ・せん定枝・落ち葉・草を分別収集し、たい肥化（資源化）する取組を推進します。

②生ごみ処理容器（コンポスト）の購入者支援

- ・生ごみ処理容器（コンポスト）の購入代金の一部を助成することで、一般家庭から排出されるごみの減量化を推進します。

■主な成果指標〔資源循環型社会の形成〕

施策 No.	指標	R2(2020)年度 (実績)	R13(2031)年度 (目標)
(1)	エコバッグ持参率※9	98%	100%
	給水機の設置台数※10	7カ所	70カ所
	給水スポット※11	14カ所	100カ所
	マイボトル持参率※12	66%	100%
	リバーフレンドリーレストラン※13	7カ所	30カ所
(2)	ごみの総排出量※14	24,815t	21,551t 以下
	資源化率※15	16.69%	20.5%以上

※9 市内主要スーパー等 6 社 12 店舗の来店者数及び紙袋販売数を基に算出

※10 市内公共施設等に設置

※11・13 亀岡市 SDGs 未来都市計画を基に算出

※12 市民・市職員・亀岡高校生によるアンケート調査を基に算出

※14・15 亀岡市ゼロエミッション計画を基に算出



3 生活環境の保全

施策の方向性

誰もが安全で、安心して暮らすことができる良好な生活環境を維持するため、環境汚染防止対策を強化するとともに、まちの美化や緑化に取り組み、市民に愛され、安らぎと潤いを感じられる美しいまちづくりを推進します。

また、本市の豊かな自然環境や歴史的・文化的な環境を保全しつつ、市民が愛着を感じることができるふるさと亀岡の景観保全に取り組みます。

施策

(1) 環境汚染防止対策の推進

(2) 不法投棄対策・ポイ捨て対策等の推進

(3) まちなかの緑化

(4) ふるさとの保全

関連する SDGs17 のゴール



施策（１）環境汚染防止対策の推進

現状と課題

- 本市の大気環境については、光化学オキシダントを除く二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質については環境基準を達成しており、比較的清浄な大気の状態を示しています。今後も良好な大気環境を維持し、市民生活の質を確保していく必要があります。
- 水質については、各河川において定期的に水質検査を実施しており、いずれの河川においても正常な状態を維持しています。市の中小河川が流入する桂川（保津川）においても、良好な水質状態を示しており、環境基準 A 類型を達成しています。
- 騒音については、環境騒音の実態と環境基準の適合状況を調査するため、毎年 1 回、環境騒音の測定を実施しており、概ね環境基準に適合していますが、自動車の走行音により環境基準を超えている場所もあります。また、近隣騒音の苦情が多い傾向が続いていることから、良好な生活環境の質を確保していく必要があります。
- 悪臭については、市街化区域での悪臭防止法に基づく悪臭物質の濃度規制を超える事例は発生していませんが、ごみ焼却時や畜産糞尿の臭気による苦情が度々寄せられています。悪臭は感覚公害であり、臭いの感じ方については、個人差も大きく、解決が難しい問題です。
- 下水道については、広範な市域をカバーするため、市街化区域の公共下水道と農業集落排水事業などの地域下水道の展開により、令和2(2020)年度末の水洗化率は95.9%となりました。さらなる水質の保全と生活環境の改善に向けて、水洗化率の向上と下水道の普及拡大に取り組む必要があります。

具体的施策と取組内容

①大気環境の保全

- ・京都府や関係機関等と連携し、情報を収集・共有することで、良好な大気環境の保全に努めます。

②水質の保全

- ・各河川の水質検査を継続実施するとともに、水質の現状を的確に把握して、水質の保全に努めます。

③騒音・振動の防止

- ・市街化区域における環境基準の適合状況を把握するため、環境騒音測定を実施します。また、市内の主要幹線道路においても自動車騒音測定を実施します。

④悪臭の防止

- ・市民等からの悪臭相談に迅速に対応するため、関係機関と情報共有を図り、継続した現場確認や改善指導を実施します。

⑤土壌汚染の防止

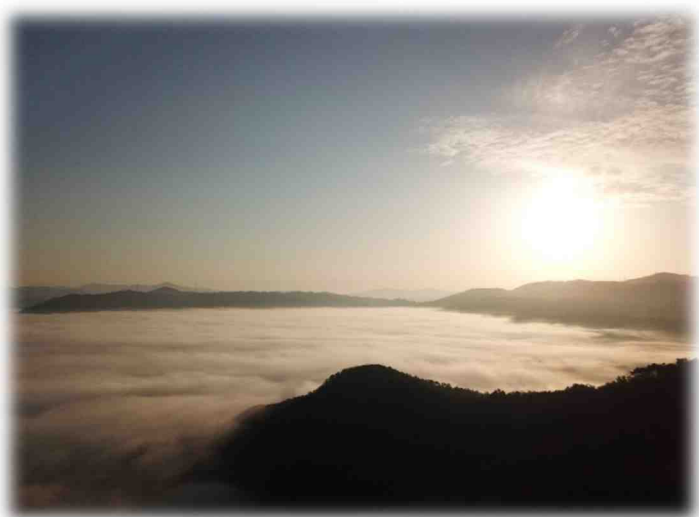
- ・京都府や関係機関等と連携し、情報を収集・共有することで、土壌汚染の未然防止及び早期発見に努めます。

⑥下水道の普及

- ・さらなる水洗化を図るため、下水道の普及と統合、広域化を推進します。

⑦浄化槽設置の促進

- ・浄化槽普及推進地域において、補助制度を活用しつつ、個人設置型浄化槽の設置を促進します。
- ・浄化槽の適正な維持管理をはじめ、水環境の保全の重要性について、広く啓発に努めます。



本市を象徴する自然景観（亀岡盆地を包む霧・雲海（上） 市の中心を流れる保津川（下））



施策（２）不法投棄対策・ポイ捨て対策等の推進

現状と課題

- 不法投棄については、監視パトロールや啓発看板の設置、監視カメラの貸与などを行うとともに、警察と連携した行為者の特定など、再発防止に取り組んでいます。こうした不法行為を防ぐためには、早期に発見して指導することが重要となります。
- 市内の JR 各駅とトロッコ亀岡駅の周辺地域を、ポイ捨て防止重点地域に指定しています。これらの地域のみならず、市内全域においてポイ捨て等に対する市民の関心を高め、モラルの向上を図る必要があります。
- 気軽に身近なボランティア清掃を行う「エコウォーカー」を募集し、緩やかにネットワーク化することで、意識の共有を図り、持続可能な環境美化のまちづくりを推進しています。今後も、市民・事業者などとの協働により、快適で清潔なまちづくりの実現に向けた環境美化活動を推進する必要があります。
- 近年の高齢化や過疎化による、空き地や空き家の増加により、周辺環境への悪影響が懸念されています。生活環境に影響を及ぼさないよう、空き地や空き家の適正な維持管理の継続が必要となります。

具体的施策と取組内容

①不法投棄やポイ捨て対策

- ・市街地や山間部において、不法投棄パトロールを実施し、不法投棄監視体制を強化するとともに、市民の関心を高め、美化意識及びモラルの向上を図ります。

②ポイ捨て防止重点地域の設定

- ・ポイ捨て防止重点地域において、ポイ捨て等禁止指導員による監視パトロールを実施し、市民等のポイ捨てに対する関心を高めます。
- ・ポイ捨て防止重点地域の啓発及び清掃活動を実施します。

③美化活動の促進

- ・自治会などが主体的に実施する清掃活動への支援として、使用する清掃用具（土のう袋・可燃袋・不燃袋等）を貸与し、清掃活動を支援します。
- ・かめおか環境デー、年末一斉清掃などの定期的な清掃活動イベントを実施し、美化活動を促進します。

④空き地の雑草等の除去

- ・ 空き地の適正な管理状況を把握するために、定期的に雑草パトロールを実施します。
- ・ 市民からの相談に対応するとともに、管理不良の空き地に対する改善指導を行います。

⑤エコウォーカー事業の推進

- ・ 市主催の清掃活動やイベント等において、「エコウォーカー」への登録を募ります。
- ・ エコウォーカーによるネットワークを活かし、不法投棄やポイ捨て監視体制の強化を図るとともに、ポイ捨てごみの早期発見及び撤去につなげます。
- ・ 市内保育所・幼稚園・こども園において、「エコウォーカーキッズ・チャレンジプログラム」を実施し、幼少期よりポイ捨てごみの現状に触れることで、清潔で快適なまちづくりへの想いを醸成します。

⑥空き家対策

- ・ 空き家・空き地バンク制度を運用し、移住者などの定住を促進することで、地域の活性化につなげます。
- ・ 管理不良の空き家に対する改善指導を行います。

【コラム5】新感覚の清掃活動「エコウォーカー」

市内に住んでいる人、通勤・通学している人で、市内で活動可能な人を対象に、ウォーキングしながら身近で気軽な清掃活動に取り組む「エコウォーカー事業」を実施しています。

エコウォーカー事業では、エコウォーカーの登録者が、それぞれの自由なタイミングでウォーキングをしながら、ボランティアでの清掃活動を行うもので、エコウォーカー事業を通じて、ポイ捨てごみのない清潔で快適なまちづくりを推進しています。また、市内保育所・幼稚園・こども園における「エコウォーカーキッズ・チャレンジプログラム」の取組を実施しています。

エコウォーカーキッズ
活動の様子（左下）



エコウォーカー活動の様子
（上・右下）



施策（３）まちなかの緑化

現状と課題

- 緑化推進の一環として、毎年、「花と緑のフェスティバル」を開催しています。都市緑化の普及啓発や市民の花と緑との交流の輪を広げていくため、引き続き緑化推進を図ることが重要です。
- 亀岡市緑の基本計画に基づき、緑・水・うるおいのあるまちづくりを推進していますが、第５次亀岡市総合計画や亀岡市都市計画マスタープランの策定に伴い、新たな緑に関する総合的な方針を定める必要があります。
- 亀岡市景観計画に基づき、旧城下町の歴史的まちなみの保全や新しい都市景観の創造など、住民参画による地域の特性を活かした良好な景観形成に取り組む必要があります。

具体的施策と取組内容

①街の緑化

- ・緑化推進意識の向上を図るため、花と緑のフェスティバルを開催します。
- ・地域との協働による花と緑のまちづくりを推進します。
- ・市内の保育所（園）・幼稚園・こども園、小・中学校・義務教育学校に呼びかけて、「花づくりコンクール」を実施します。
- ・小学１年生への入学記念として、記念樹の配布を実施します。
- ・良好な景観づくりを行う団体を「亀岡市景観まちづくり市民団体」に認定し、地域の景観保全・創出への取組を支援します。
- ・亀岡駅南周辺地区まちなみ・まちづくり構想に基づき、伝統的建造物群保存地区の指定や歴史まちづくり法を活用した、城下町エリアのまちなみ保全を検討します。
- ・緑の基本計画の改訂を行い、計画的かつ効果的な緑のまちづくりを推進します。

②公園・緑地の整備

- ・公園・緑地の適切な整備と維持管理に努めます。
- ・都市公園の供用面積の増加を図ります。

施策（４）ふるさとの保全

現状と課題

- 日本の原風景の一つと言われる里地里山は、長い時間をかけて市民が自然と寄り添いながら、作り上げてきた自然環境です。本市には、田園や里山など市民が暮らし、集い、草花や鳥、昆虫など様々な生きものたちが、当たり前そばにいる里地里山がたくさん残されています。
- 豊かな自然に育まれ、市民が愛着を感じる、ふるさと亀岡の景観保全に取り組むことが重要です。

具体的施策と取組内容

①里地里山の維持

- ・里地里山は、市民共有の財産であり、多様な主体による継続的な関わりの中で保全及び維持に努めていきます。
- ・市民による森づくりを推進するため、モデルフォレスト運動を推進します。

②ふるさと亀岡の景観保全

- ・府と連携して、林地開発の適切な指導を行うとともに、違法開発等を監視します。
- ・農業・農地の多面的機能の維持や中山間地域の耕作放棄地対策を推進します。
- ・埋蔵文化財包蔵地について、市ホームページ等を通じて周知啓発を行います。
- ・市内の文化財の保存や活用に関する将来的なビジョンや具体的な事業などを定める亀岡市文化財保存活用地域計画を策定し、里地里山の景観の保存活用に取り組みます。



里地里山の風景（そば畑（左） 稲刈りの様子（右））

■主な成果指標〔生活環境の保全〕

施策 No.	指標	R2(2020)年度 (実績)	R13(2031)年度 (目標)
(1)	水洗化率※16	95.9%	97.0%
	浄化槽処理人口※17	3,944人	4,144人
(2)	エコウォーカーの登録者数	251人	5,000人
(3)	「花と緑のフェスティバル」入場者数	10,000人 (R1)※18	15,000人
	「花と緑のまちづくり」補助金交付団体数	16団体	22団体
	亀岡市景観まちづくり市民団体の認定件数	1件	3件
	一人当たりの公園整備面積※19	8.0㎡/人	13.0㎡/人
(4)	文化財保護法第93条「埋蔵文化財発掘の届出」 件数	162件	200件

※16 下水道事業に係る決算資料を基に算出

※17 汚水処理人口普及調査を基に算出

※18 R2(2020)年度実績は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止

※19 「公園供用面積/人口」により算出



4 自然との共生

施策の方向性

本市の豊かな自然環境は、天然記念物で**あり**、「市の魚」であるアユモドキをはじめ、多様な動植物の生息・生育環境として、重要な役割を果たしています。身近な緑や水辺環境の保全に取り組むことで、豊かな自然環境を未来につなぐまちづくりを推進します。

自然や生きものにふれあう機会の創出により、生物多様性の理解促進を図り、自然環境の保全と活用、再生に取り組むことで、自然と共生し、多様な動植物が生息・**生育**するまちづくりを推進します。

また、本市の豊かな水と緑を守るため、森林や農地の持続可能な利用と保全・維持に取り組めます。

施策

(1) 生物多様性の保全

(2) 水環境の保全

(3) 森林環境の保全

(4) 農地の保全

関連する SDGs17 のゴール



施策（１）生物多様性の保全

現状と課題

- 地域の生物多様性を保全していくためには、市民・事業者・行政が協働で、市内の動植物の保全に向けて取り組む必要があります。
- アユモドキやオオサンショウウオをはじめとした多様な生きものが生息できる環境を保全していくため、国・府・NP0 などの関係機関等と連携して、保全対策や外来種駆除活動などを実施しています。
- 市の魚であるアユモドキについては、絶滅危惧種であり、生息環境及び繁殖環境の拡大と再生に取り組み、将来にわたって生息できる環境を守り続ける必要があります。

具体的施策と取組内容

①外来生物対策

- ・国・府・NP0 などの関係機関等と連携して、外来魚駆除活動などを実施し、アユモドキの生息する河川への外来魚流入防止を図ります。
- ・アライグマやヌートリアによる農作物被害等を防止するため、捕獲檻の貸出を行います。

②希少な野生動植物種の保全

- ・亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会を中心とした、アユモドキの保護保全活動を実施します。
- ・市役所や文化資料館等において、市の魚であるアユモドキの飼育展示を行い、啓発に努めます。
- ・絶滅が危惧される動植物の保全について、関係機関等と連携して情報共有を図ります。

③身近な生物の生息環境の保全

- ・環境啓発イベントなどを通じて、市内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然や生きものにふれあう機会の創出に努めます。
- ・市域に生息する希少な動植物等について、国・府・NP0 法人などの関係機関等と連携して保全及び保護増殖活動に取り組みます。

施策（２）水環境の保全

現状と課題

- 海洋プラスチック汚染の原因である海ごみの大半は、内陸地域から河川を通じて流出したものです。平成 24(2012)年に内陸部の自治体で初めて海ごみサミットを開催した本市では、保津川流域の市民・事業者・行政・NPO 等と連携し、発生抑制対策に取り組んでいるところです。
- 河川における漂着ごみの発生抑制対策として、河川の清掃活動や啓発事業を実施することで、水環境の保全に取り組む必要があります。

具体的施策と取組内容

①保津川流域の保全

- ・河川の重要性を認識し、河川愛護意識を高めるため、河川愛護月間に合わせて、市民啓発活動を実施します。
- ・川と海つながり共創（みんなでつくろう）プロジェクトと連携し、清掃活動や啓発事業を実施し、保津川流域の水環境の保全に取り組みます。

②漂着ごみ対策

- ・保津川の日（３月第１日曜日）に保津川の河川敷等の清掃活動や手づくり市などのイベントを開催し、漂着ごみの発生抑制や地域の環境美化に対する意識啓発に努めます。
- ・本市の漂着ごみの発生抑制に関する取組について、市内外に情報発信します。

③水辺環境の創造

- ・河川の維持管理では、水辺を取り巻く動植物の多様な生息環境に配慮した工法工種を検討し、各河川での自然環境が持つ多様な機能を活かした水辺環境・流域空間の創造に取り組みます。
- ・さらなる水洗化を図るため、下水道の普及と統合、広域化を推進します。（再掲）
- ・浄化槽普及推進地域において、補助制度を活用しつつ、個人設置型浄化槽の設置を促進します。（再掲）
- ・浄化槽の適正な維持管理をはじめ、水環境の保全の重要性について、広く啓発に努めます。（再掲）

施策（３）森林環境の保全

現状と課題

- 森林には、多様な生きものを育む機能や地球温暖化を緩和する機能、土砂の流出防止や土壌保全、雨水の保水や水源かん養などの機能があり、森林が果たしている役割は多岐に渡っています。
- 社会経済の変化の中で、放置され荒れた森林が増えており、林業関係者だけでは森林を守ることが困難な状況です。森林が有する多面的機能を維持・発揮していくためには、適正な森林整備が必要です。
- 森林環境譲与税を適切に活用し、森林環境の保全と育成を図るとともに、森林資源を積極的に利活用していく必要があります。
- 森林環境の保全を推進するため、令和 3(2021)年 7 月に「ウッドスタート宣言」を行い、木育を通じて地域木材製品の消費を増やし、地域の森林を育て、守り続ける社会の構築を目指しています。

具体的施策と取組内容

①森林資源の活用促進

- ・間伐材などの森林資源の利活用を促進します。

②森林環境の保全

- ・府と連携して、林地開発の適切な指導を行うとともに、違法開発等を監視します。
- ・林道等の災害復旧事業を実施し、森林環境の保全に努めます。

③市民による森づくりの推進

- ・市民による森づくりの推進のため、地域の森づくり関係者と連携し、モデルフォレスト運動を推進します。

④「木育」の推進と木材の地産地消

- ・木材や木製品との触れ合いを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」を推進し、京都府産木材や地域木材の利活用を促進します。

施策（４）農地の保全

現状と課題

- 本市は、京都府下有数の広大な農地を有するとともに、京都市をはじめ近隣都市の穀倉地として高い農業生産力を誇り、京野菜の産地として、高い知名度を有しています。
- 農地には、美しい田園風景により、私たちの心を和ませてくれるとともに、多様な生きものを育む機能や水田に雨水を一時的に貯留して洪水や土砂崩れを防いだりする機能があります。また、田畑の蒸発散作用による暑さの緩和や二酸化炭素を吸収して酸素を発生させるなどの多面的で公益的な機能があります。一方で、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの一つにメタン(CH₄)があり、水田からの発生量を削減する農法の実践が求められています。
- 農業を取り巻く情勢は、農業就業者の高齢化や人口減少、グローバル化などの進展により、農地の荒廃や担い手不足などによる生産基盤の脆弱化が危惧されています。新たな担い手や農地の保全が課題です。
- 近年、野生鳥獣による農作物への被害が増加傾向にあります。有害鳥獣被害から農地を守るために、防護柵の設置など被害防止対策の充実を図る必要があります。

具体的施策と取組内容

①農地の保全

- ・国営緊急農地再編整備事業や府営農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して、未整備田の整備を促進します。
- ・農業・農村が有する多面的機能を維持するため、地域の共同活動に対して支援を行い、農地の保全に取り組みます。
- ・中山間地域における農業への支援を行うとともに、新たに農の担い手となる人材・後継者確保のための施策等を行い、農地の保全・活用に取り組みます。

②新しい農業の導入

- ・省力化や低コスト化に向けたロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用した「スマート農業」を推進します。

③地産地消の推進

- ・保育所（園）・幼稚園・こども園・小学校において、栽培から食事までを体験する機会の創出や、地元食材の給食利用などにより、「食」と「農」を通じた、地元産農産物の地産地消を推進します。

④有害鳥獣対策

- ・有害鳥獣の捕獲、駆除等を実施するとともに、農家組合等が行う有害鳥獣防護柵設置に対する支援を行うなど、個体数管理に努めます。

■主な成果指標〔自然との共生〕

施策 No.	指標	R2(2020)年度 (実績)	R13(2031)年度 (目標)
(1)	アユモドキの推定個体数(1歳以上魚) ^{※20}	166匹	500匹
(2)	海ごみや漂着ごみに関する啓発人口の拡大	113人/年	600人/年
(4)	農地基盤整備事業進捗率 ^{※21}	61%	76.1%
	保育所・こども園給食での有機農産物導入園数	0園	8園

※20 NPO調査による推定個体数を基に算出

※21 「ほ場整備実施面積/農振農用地の農地面積」により算出



市の花 つつじ（左上） ・ 市の木 さくら（右上）



市の魚 アユモドキ（左下） ・ 市の石 桜石（右下）



5 亀岡ブランドの創造・発信

施策の方向性

亀岡の豊かな自然環境や地域資源を有効活用し、循環させることで、亀岡ブランドを創造し、その保全に努める環境の取組を農業や観光分野にも波及させることで、地域経済の活性化を図り、環境・経済・社会の好循環を目指します。

また、(仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設を核として、環境に配慮した先進的な事業活動を展開する企業との連携や、新たな事業活動の創出を図ります。

施策

(1) 農産物の付加価値の向上

(2) エコツーリズムの展開

(3) 環境配慮型の新たな創業支援

(4) サークュラーエコノミーの普及啓発

(5) (仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設の整備

関連する SDGs17 のゴール



施策（１）農産物の付加価値の向上

現状と課題

- 本市は、京都府下有数の広大な農地を有しており、京都市をはじめ近隣都市の穀倉地として高い農業生産力を誇っています。
- 亀岡盆地が生み出す濃い霧や保津川の清流などの豊かな自然環境が、聖護院かぶや賀茂なすなどの京野菜やブランド和牛である亀岡牛を育てています。
- 近年は、農業従事者の高齢化や担い手の減少もあり、農業を持続可能な形で守っていくため、新規就農者などの担い手育成や６次産業化の推進、消費者への情報発信などを推進していく必要があります。
- 農業基盤の強化に取り組むとともに、環境に配慮した有機農業やカーボンマイナスプロジェクトの推進、ふるさと納税を活用した京野菜や亀岡牛の知名度向上による、さらなるブランド化を図ることで、農業振興と亀岡産農産物の高付加価値化に取り組んでいく必要があります。

具体的施策と取組内容

①生産者と消費者の交流促進

- ・地産地消や「食」と「農」をテーマにしたイベント「アグリフェスタ」の開催や、移動式屋台などを活用し、農業の魅力を発掘、発信するとともに、生産者と消費者をつなぐ交流の場づくりを促進します。

②有機ＪＡＳ認定取得支援

- ・農業における環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を認定する「有機ＪＡＳ」の認定取得に対して支援を行うことで、有機農業を推進します。

③カーボンマイナスプロジェクトの推進

- ・バイオマス炭化物をたい肥として農地へ貯留することで、確実なCO2削減を図るとともに、その土壌で栽培した農作物のブランド化、高付加価値化につなげるため、カーボンマイナスプロジェクトを推進します。

④有機農業などによるオーガニック農産物の拡大

- ・化学肥料や農薬を使用せず、自然と共生しながら行う有機農業を推進し、オーガニック農産物の生産拡大に努めます。

施策（２）エコツーリズムの展開

現状と課題

- 本市は、保津川下り・トロッコ列車・湯の花温泉の三大観光に加え、**府立京都スタジアム・雲海テラス・桂川舟運歴史体験・展示施設**などの新たな観光拠点や、豊かな自然や農産物、歴史ある伝統文化といった豊富な観光資源を有しています。
- エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化などの地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが認識され、保全につながることを目指す取組です。
- 観光客に本市の魅力を発信することが、本市の自然環境や観光資源が有する価値を再認識することにつながり、市内観光の独自性を高めることや地域の活性化に進展することを目指して取り組んでいく必要があります。
- 今後、世界に誇れる環境先進都市の実現に向け、**観光分野において、環境をテーマにした取組を波及させ**、環境・経済・社会の統合的な発展により、新たな亀岡ブランドの創出を図っていく必要があります。

具体的施策と取組内容

①三大観光と連携したエコツーリズムの展開

- ・三大観光である「保津川下り」や「川の駅・亀岡水辺公園」を中心として、保津川の環境や漂着ごみの現状を体感しながら、ラフティングを体験する新たなエコツーリズムの展開を推進します。

②農家等と連携した観光体験事業の推進

- ・亀岡アグリツーリズム推進協議会と連携し、Harvest Journey Kameoka プロジェクト（土地や人と出会い、つながりをつくる新しい旅のスタイル）の推進を図り、食と農による交流人口の増加を推進します。
- ・「1万人に1回来てもらうのではなく、100人に100回来てもらう」コンテンツづくりを推進します。

③亀岡の魅力再発見・再構築

- ・亀岡の魅力を発信する観光サイト等のネットワーク化を図り、観光客が利用しやすい情報発信に努めるとともに、新たな観光資源の創出を図ります。

施策（３）環境配慮型の新たな創業支援

現状と課題

- 本市は、平成 30(2018)年 12 月に「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組んでいるところです。本市の環境施策に賛同する多くの企業などから、本市との連携の下、環境に配慮した事業が展開できないか、提案をいただいているところです。
- 使用しなくなったパラグライダー生地を活用したエコバッグ（HOZUBAG）は、本市のプラごみゼロの取組から生まれたアップサイクル製品の一つです。HOZUBAG は、使い捨てプラスチックを削減する生活スタイルへの転換や、エコバッグ持参率の向上に寄与するとともに、市内における新たな雇用を創出するなど、環境・経済・社会の好循環を生み出しています。
- 今後、企業との連携を強化し、新たな産業・雇用の創出に向けた環境に配慮した事業活動を拡大していく必要があります。

具体的施策と取組内容

①環境ロゴマークを活用した情報発信

- ・本市のプラごみゼロ施策の象徴となる、環境ロゴマークを活用し、市内外に環境先進都市の実現に向けた取組を発信していきます。

②環境に配慮した商品開発や起業の促進

- ・亀岡発のアップサイクル製品であるエコバッグ（HOZUBAG）の取組を市内外に発信し、環境に配慮した新たな商品開発や起業の促進に努めます。

③環境関連企業の誘致

- ・環境関連分野の産業振興を目指し、サテライトオフィスや従業員の移住定住も含めた環境関連企業の誘致活動を推進します。



亀岡市環境ロゴマーク

施策（４）サーキュラーエコノミーの普及啓発

現状と課題

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動は、資源の枯渇、生物多様性の破壊など、様々な環境問題を引き起こしています。
- 生産から廃棄といった一方通行型の経済活動から、持続可能な形で資源を利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換を目指す動きが、世界中で見られます。
- 本市では、資源循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制、分別によるごみの減量化や資源化、適正処理を推進しているところですが、環境先進都市を目指すにあたり、資源の循環利用や効率化促進だけでなく、経済成長や雇用創出につなげていくことも重要です。

具体的施策と取組内容

①循環経済への移行

- ・再生可能資源や再生材の利用を促進し、アップサイクル製品や環境に配慮した取組を行う企業などと連携し、循環経済への移行を図ります。
- ・シェアリングエコノミーや、製品使用後にリユースやリサイクルをしやすくなる環境配慮設計を促進し、ライフスタイルやビジネススタイルの転換を図ります。

【コラム6】サーキュラーエコノミー（循環経済）

サーキュラーエコノミー（循環経済）は、従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動で、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、循環経済への移行は、事業経営体における活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代において新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、国内外で新たなビジネスモデルが台頭しつつあります。



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 - Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より簡略化作成

資料：令和3年版環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書 環境省ホームページより

施策（５）（仮称）環境政策情報発信・交流拠点施設の整備

現状と課題

- 本市の様々な環境施策を広く発信するとともに、環境をテーマとして多様な主体が集い、交流し、つながることを目的とした拠点施設の整備を進めています。
- この拠点施設は、本市の環境政策の源流となる「母なる川・保津川」が眼前に広がる、絶好のロケーションにおいて、亀岡の玄関口である JR 亀岡駅、**府立京都スタジアム**、保津川遊船をつなぐ動線上に整備を計画しています。
- 拠点施設を核として、かめおかプラスチックごみゼロ宣言に掲げる、海洋汚染問題に立ち上がる意識のつながりを呼びかけることや、世界に誇れる環境先進都市・亀岡市のブランド力向上につなげていきます。

具体的施策と取組内容

①創業支援・情報発信・交流拠点・活動拠点施設の整備

- ・市内で生まれる環境関連事業の支援を目的に、貸しスペースの提供などにより、創業を支援します。
- ・環境に配慮した新たな製品・サービス等を発信するためのワークショップやテストマーケティングを実施します。
- ・人々が集い、語り合う交流の場、環境関連団体などの活動拠点となる機能を整備します。

②環境関連企業の誘致（再掲）

- ・環境関連分野の産業振興を目指し、サテライトオフィスや従業員の移住定住も含めた環境関連企業の誘致活動を推進します。



（仮称）環境政策情報発信・交流拠点施設の整備予定地（府立京都スタジアムと保津川遊船周辺）

■主な成果指標【亀岡ブランドの創造・発信】

施策 No.	指標	R2(2020)年度 (実績)	R13(2031)年度 (目標)
(1)	有機JAS認証農家数※22	6	26
	農業産出額※23	63 億円 (2017 年)	70 億円以上
(2)	「Harvest Journey Kameoka」プロジェクトの 年間売上総額※24	－	800 万円以上
(3)	新規起業数※25	14事業者	延べ 30 事業者以上
(4)	亀岡発のアップサイクル製品による被雇用者数※26	－	10 人
(5)	環境ロゴマークの使用申請数	16 件	延べ 200 件

※22 農林水産省公表資料を基に算出

※23・24・25・26 亀岡市 SDGs 未来都市計画を基に算出

【コラム7】KAMEOKA FLY BAG Project

「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」から生まれた「KAMEOKA FLY BAG Project」は、本市を代表する観光の一つであるパラグライダーで、廃棄処分されてしまう軽くて丈夫なパラグライダー生地を活用してエコバッグを作り、市民に使ってもらうことでマイバッグの所持率の向上、そして、環境意識や海ごみ発生抑制の向上に繋がられないかというアイデアから始動しました。そのお披露目として、生地をパッチワークで縫い合わせて作ったカラフルな巨大エコバッグのオブジェ（縦7m×横8m）をクレーン車で吊り上げ、事業の周知を図る環境啓発イベントを行いました。その後、ワークショップで、巨大エコバッグを約 100 m²の一枚物の生地へ展開し、そこから好きな部分を切り取って、パッチワークで再び縫い合わせ直して、自分だけのエコバッグを作りました。これらの取組によって、亀岡発のアップサイクル製品である「HOZUBAG」が生まれ、使い捨てプラスチックに依存する生活スタイルの転換や新たな雇用を創出するなど、環境・経済・社会の好循環を生み出しています。





6 環境意識の普及啓発

施策の方向性

地球温暖化や気候変動、プラスチックごみ問題などの国や地域を超えた喫緊の課題を解決するためには、社会全体で環境への関心を高め、環境に配慮した生活や行動ができるように転換を促す必要があります。

環境教育や体験の場の創出、企業などとの連携による環境学習、環境活動イベントなど、環境について学ぶ様々な機会を通じて、あらゆる世代の環境に対する関心を高め、環境意識の高揚を図ります。

施策

(1) 環境に配慮した取組の実践

(2) 環境教育・環境学習の推進

(3) 協働による環境活動の推進

(4) 企業とのパートナーシップの構築

(5) 多文化共生における環境啓発の推進

関連する SDGs17 のゴール



施策（１）環境に配慮した取組の実践

現状と課題

- 環境問題に主体的に取り組むためには、課題を見つけ、自ら学び、判断し、行動することで問題を解決していく資質や能力などが求められます。環境に配慮した取組の実践を促すには、環境に関する理解や学び、体験について、年齢に応じた継続的な環境教育の充実が必要となります。
- 幅広い世代の人々が、環境への関心や理解を高めるためには、様々な環境啓発事業など、誰もが環境活動へ参加できる機会の創出を図る必要があります。

具体的施策と取組内容

①就学前教育の充実

- ・**保育所・こども園**では、亀岡型自然保育の取組として、給食に有機野菜を取り入れることや、エコウォーカーキッズのごみ拾い活動を通じて、子どもたちの環境への関心と理解を深めます。

②学校教育の充実

- ・学校で進める環境教育では、体験型の環境学習を実施し、「生きる力」を育む教育を実践します。

③地球環境子ども村の活用

- ・地球環境子ども村周辺での野外活動や保津川での生物観察・沢登り体験など、自然を肌で感じることができる体験の場や機会の充実を図ります。

④市民への普及啓発

- ・環境啓発事業や市広報誌、ホームページなどを活用し、市民の環境意識の高揚を図ります。
- ・歴史的・文化的な景観への意識啓発のために、景観保全に関するフィールドワークや出前講座などを実施します。
- ・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を促すテーマなどを取り入れた「消費者大学」・「親子消費者教室」を開催します。
- ・市立図書館において、環境関連図書・自然科学分野関連図書資料の選定に努めるとともに、環境月間における環境関連図書の展示や学校への情報提供を進めることで、環境意識の啓発に努めます。

施策（２）環境教育・環境学習の推進

現状と課題

- 環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践を促すためには、より多くの市民に、環境への関心を高める契機や機会を提供していく必要があります。
- 本市では、環境に配慮した取組を行う企業などと連携し、環境学習・普及啓発・環境に関する様々な取組を実施することで、次世代の担い手をつくるための環境教育を推進しています。

具体的施策と取組内容

①市民活動の活性化

- ・環境問題に取り組む NPO 等の市民活動団体への支援を行い、市民活動の活性化を図ります。

②企業と連携した新たな教育プログラムの開発・実践

- ・環境に配慮した取組を行う企業などと連携し、教育プログラムを開発し、市内の小・中学校・義務教育学校、**高等学校**等における環境教育・環境学習に活用します。

施策（３）協働による環境活動の推進

現状と課題

- 環境を保全し、持続可能なまちづくりを推進するためには、専門的な知識を持つ人や市民活動団体など、様々な主体と連携、協働し、環境活動を推進していく必要があります。
- 多様な主体とのパートナーシップや環境活動のネットワーク化を図り、効果的に事業を推進していく必要があります。

具体的施策と取組内容

①大学・NPO・企業との協働

- ・市内の大学・NPO・企業などと連携・協働して、環境に配慮した取組を実践します。また、その取組について、市のホームページや SNS 等を活用して、情報発信します。

施策（４）企業とのパートナーシップの構築

現状と課題

- SDGs に掲げる環境・経済・社会の三側面の統合的な発展による持続可能なまちづくりを推進するためには、企業とのパートナーシップの構築が重要です。
- 世界に誇れる環境先進都市を目指す本市の取組に賛同する企業などとのパートナーシップの提携や「かめおか未来づくり環境パートナーシップ協定」を締結し、多くの企業と連携したまちづくりを推進していく必要があります。

具体的施策と取組内容

①かめおか未来づくり環境パートナーシップ協定締結企業の拡大

- ・環境に配慮した取組を行う企業や団体などと「かめおか未来づくり環境パートナーシップ協定」を締結し、官民連携による持続可能な環境にやさしいまちづくりを推進します。

②スタジアムを活かした情報発信の強化

- ・府立京都スタジアムやかめきたサンガ広場などで開催されるイベントにおいて、リユース食器の利用を促進し、ごみを出さないエコスタジアム及びエコマルシェの取組を市内外に情報発信することで、世界に誇れる環境先進都市・亀岡市の PR に努めます。



本市を象徴する景観（府立京都スタジアム（上））
（かめきたサンガ広場（下））



施策（５）多文化共生における環境啓発の推進

現状と課題

- 本市に暮らす外国につながる人々は年々増加しており、その出身国・地域、滞在期間、在留資格などは様々です。市ホームページでは、多言語による情報発信に努めており、環境分野では、多言語による「ごみの出し方・分け方」のチラシを作成し、外国につながる人々の環境意識の向上に取り組んでいます。
- 多文化共生のまちの拠点となるかめおか多文化共生センターでは、外国につながる人々の生活に必要な情報提供や相談を多言語で行っており、多文化コミュニティネットワークの構築を推進しています。

具体的施策と取組内容

①多文化共生の意識醸成

- ・かめおか多文化共生センターにおいて、外国につながる人々の困りごとや不安を解消する生活相談支援を行い、多文化共生の意識醸成に努めます。

②多言語での情報発信

- ・外国につながる人々が住みやすいまちづくりを目指し、亀岡国際交流協会などの関係機関と連携し、やさしい日本語や多言語による情報発信に努めます。

■主な成果指標〔環境意識の普及啓発〕

施策 No.	指標	R2(2020)年度 (実績)	R13(2031)年度 (目標)
(1)	歴史的・文化的な景観の啓発に関する出前授業・出前講座	22件	50件
(4)	環境パートナーシップ提携企業数※27	33 社	200 社

※27 亀岡市 SDGs 未来都市計画を基に算出

第5章 計画の推進に向けて ～推進体制、進捗管理～

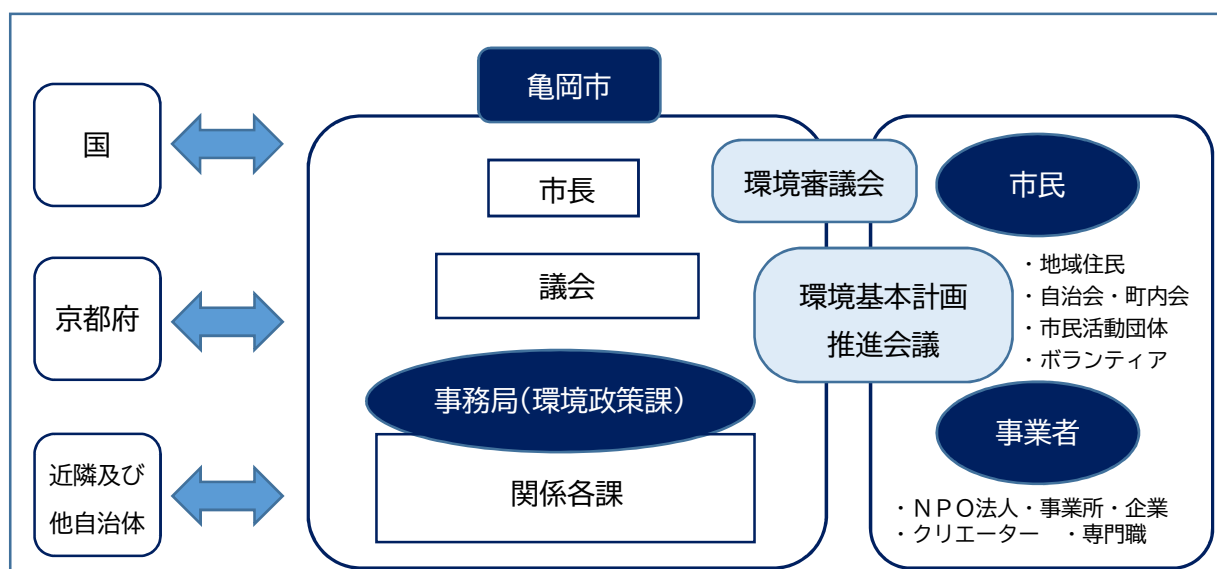
1 計画の推進体制

本計画は、行政だけでなく、市民や市民活動団体、地域の企業・事業者など様々な関係者（ステークホルダー）の連携と協働により推進していきます。

市においては、庁内の関係各課と連携・調整を図りながら、毎年度の取り組みを進めていきます。市の事務局は、環境政策課が担当し、計画策定時の体制を継承して、推進体制を構築し、計画の推進に向けた協議や調整を行っていきます。各施策の取組状況については、「亀岡市環境基本計画推進会議」で整理し、「亀岡市環境審議会」へ報告します。

また、本計画の推進にあたっては、国や府及び他の自治体の動向を注視しつつ、時代に即して計画を進めていきます。

■推進体制イメージ図



(1) 市民の役割

市民は、環境保全の意識を持ち、持続可能なライフスタイルの実践に努めます。また、日常生活や社会生活において、環境負荷を低減するよう行動し、市や事業者と協力して環境にやさしいまちづくりの実現に向けて、主体的に、環境の保全と創造に取り組みます。

(2) 事業者の役割

事業者は、地球環境への影響を鑑みた事業活動、社会貢献、環境に配慮した経済活動の実践に努めます。また、地域社会の構成員として、市民や行政とのパートナーシップの下、環境汚染を防止するとともに、環境負荷の低減を図る取組を積極的に推進することで、持続可能な経済、社会の発展に貢献します。

(3) 行政の役割

市は、本計画に掲げる目指すべき環境像の実現に向けて、総合的かつ計画的に、良好な環境の保全と創造に関する様々な施策を推進します。また、市民、事業者及び他の自治体などと連携を図りながら、本計画を効果的に推進します。

2 計画の周知と進行管理

計画の周知にあたっては、それぞれの**関与者（ステークホルダー）**が、本計画の施策体系図に明示された、**目指す**べき環境像や重点目標を共有し、市ホームページや広報誌等、様々な媒体や機会を通じて、周知に努めます。

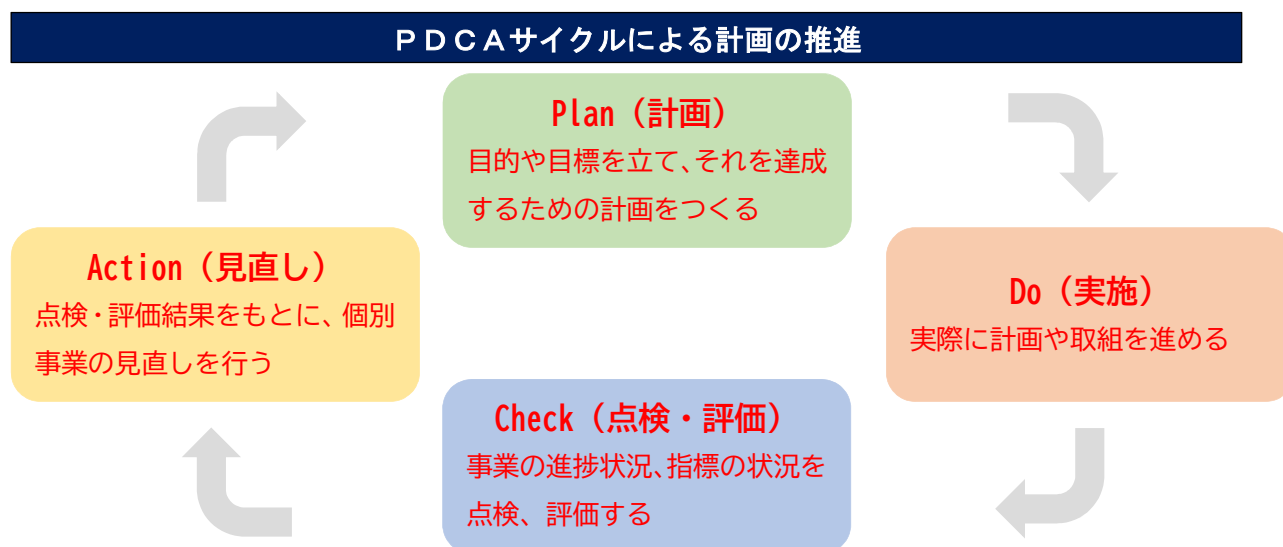
計画の進行管理にあたっては、国や府、他の自治体の環境に関する法制度や動向を見極めながら、**亀岡市環境基本計画推進会議において**、具体的な施策と取組内容の実施状況について、点検・評価を行っていきます。

3 計画の評価・検証

本計画は、環境政策分野における諸施策を具体的に展開するための計画であり、環境政策を推進するための上位計画となります。そのため、関連計画の推進や見直しの際には、基本的な考え方を共有し、計画の推進が効果的に展開されるよう調和と整合を図ります。

計画の進行は、「Plan（計画）」・「Do（実施）」・「Check（点検・評価）」・「Action（見直し）」という**PDCAサイクルで管理していきます**。毎年度の報告を行い、各施策についての取り組み結果を公表します。また、計画の最終年度には、総合的な達成状況の評価を行い、次期計画策定につなげます。

中間年には、施策の実施状況や関連計画の推進状況を踏まえ、今後の様々な国内外の潮流や法制度、環境政策の見直し等を参照しつつ、必要に応じて、計画の見直しを検討します。

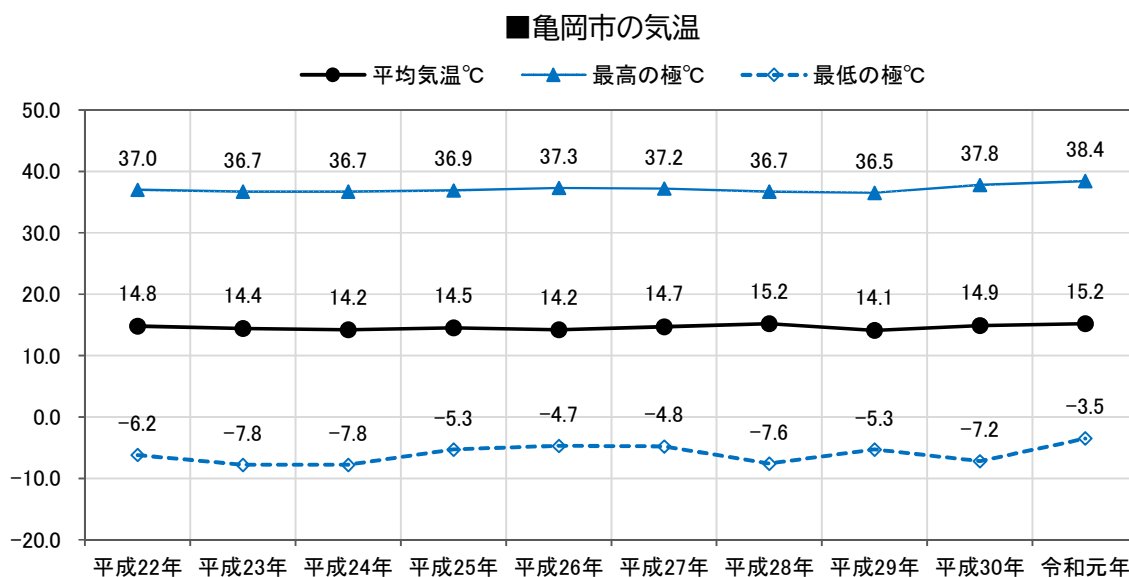


1 統計データ等からみる亀岡市の現状

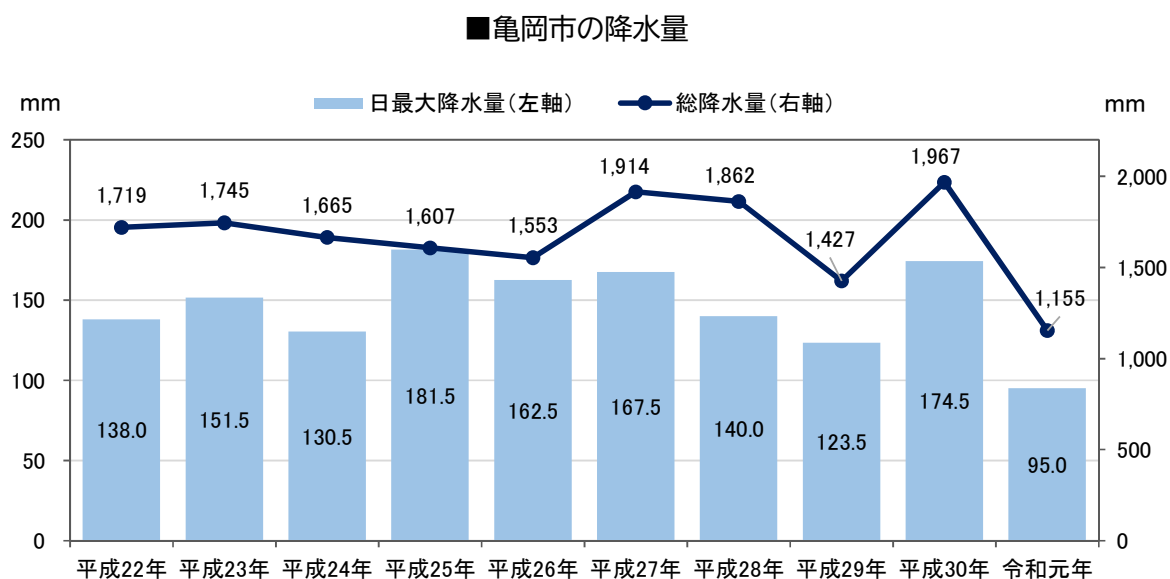
(1) 地理的特性

亀岡市の気温は、夏と冬の気温差が大きく、昼と夜の気温差も大きいという盆地特有の気温となっています。しかし、この盆地特有の昼夜の気温差が農作物の甘味を増し、高品質の農産物を生み出します。

平成22(2010)年から令和元(2019)年の平均気温を見ると、概ね15℃前後で推移しています。また、平成22(2010)年から令和元(2019)年の総降水量は、1,155mmから1,967mmの間で推移しています。



資料：亀岡市統計書



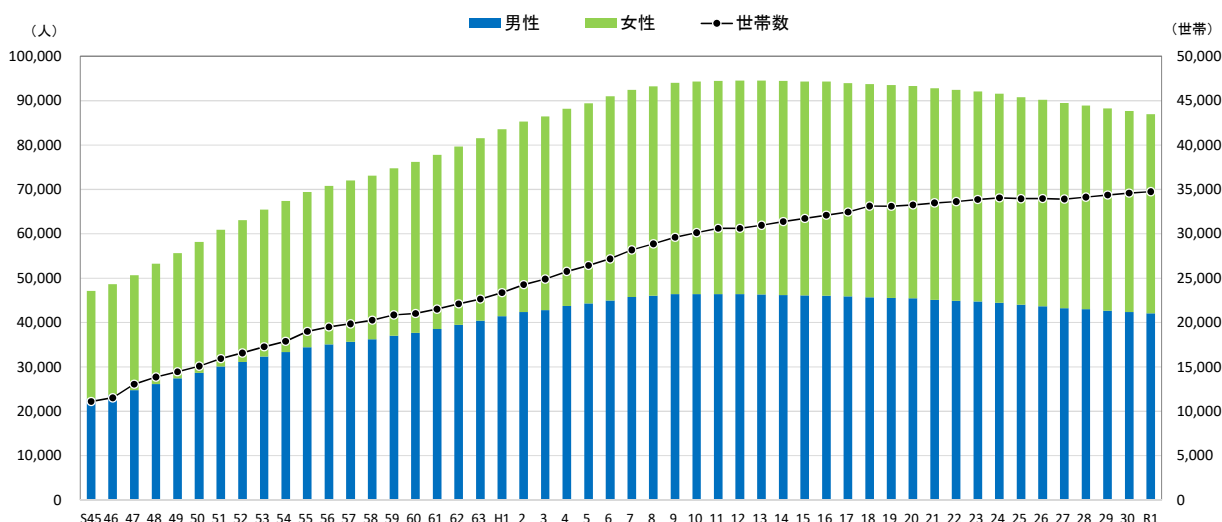
資料：亀岡市統計書

(2) 社会的特性

①人口・世帯数の推移

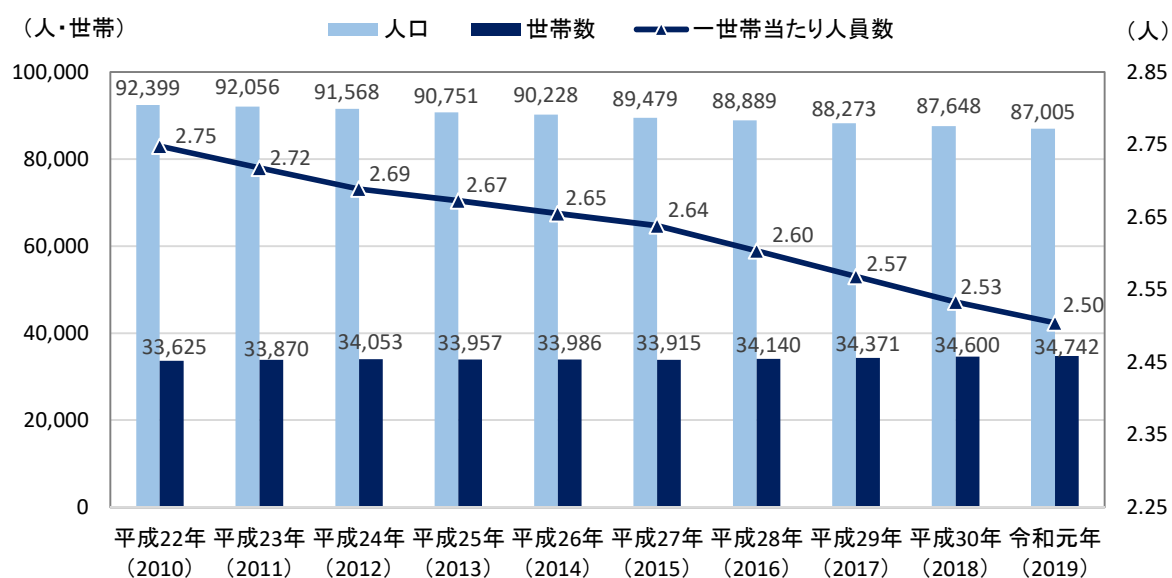
亀岡市の人口について長期的な推移をみると、平成12(2000)年まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向にあります。一方、世帯数は増加傾向にあります。これにより、近年の一世帯当たり人員数は減少が続いています。

■亀岡市の人口・世帯数の推移



資料：亀岡市統計書（各年10月1日）

■亀岡市の人口・世帯数・一世帯当たり人員数の推移

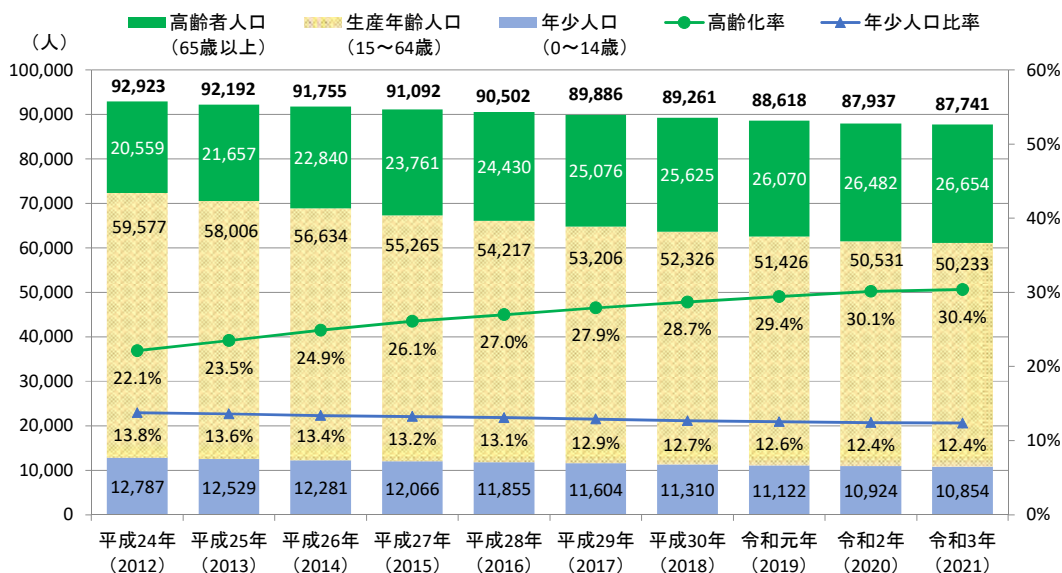


資料：亀岡市統計書（各年10月1日）

②年齢3区分別人口の推移

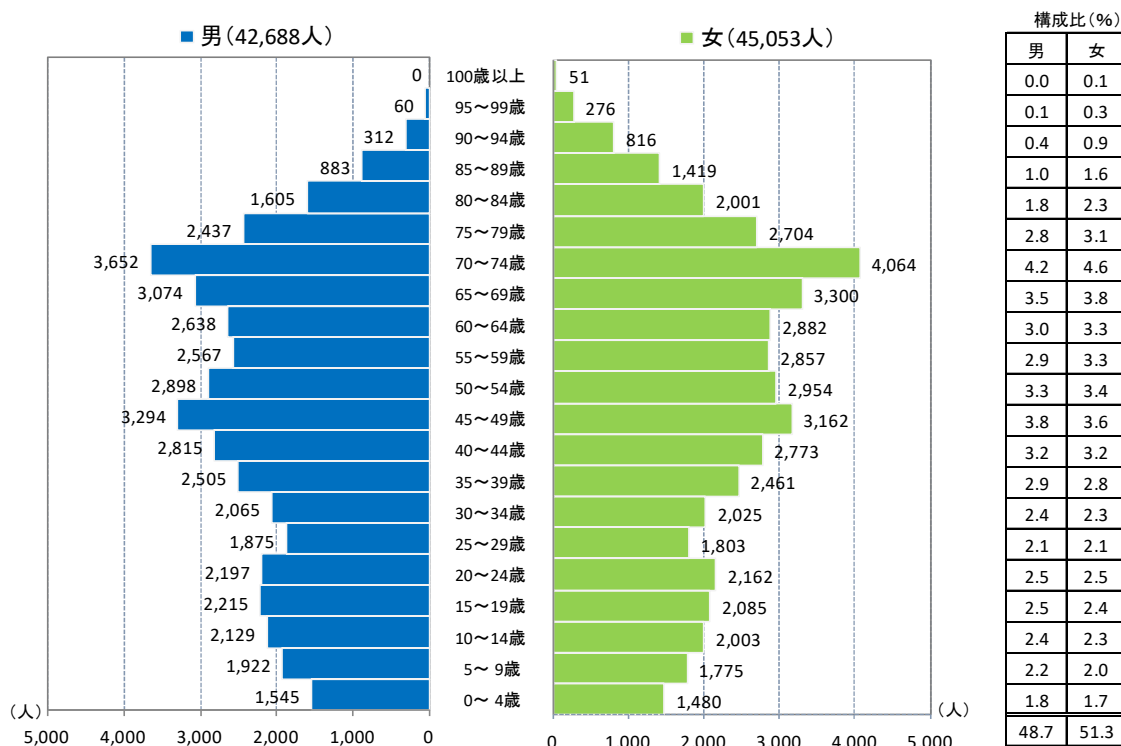
近年の年齢3区分別人口の推移を見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は、ともに減少が続いていますが、高齢者人口は増加し続けています。これにより年少人口比率は、低下が続いている一方、高齢化率は上昇し続け、令和3(2021)年4月1日現在で30.4%となっています。また、人口ピラミッドを見ると男女ともに、70～74歳が最も多くなっています。

■亀岡市の年齢3区分別人口の推移



資料：年齢別人口統計表（各年10月1日現在。令和3(2021)年のみ4月1日現在）

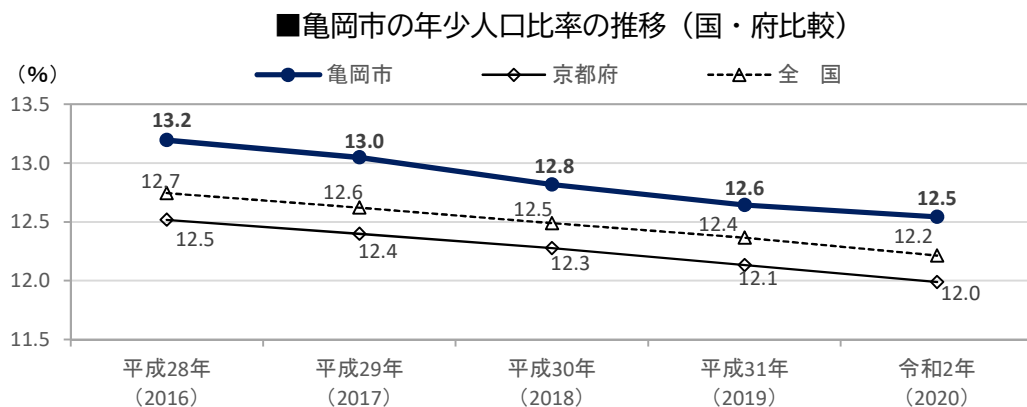
■亀岡市の人口ピラミッド



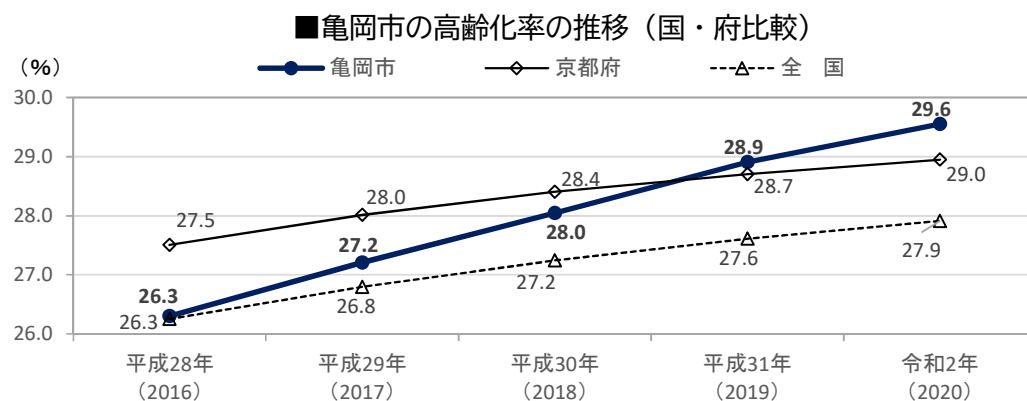
資料：年齢別人口統計表（令和3(2021)年4月1日現在）

※数字の割合は小数点第2位を四捨五入しているため、各数値の合計と全体の割合が一致しない場合がある。以下同様

総務省のデータによると、亀岡市の年少人口比率は国・府よりも高い値で推移し、高齢化率は平成 28(2016)年に国と同水準でしたが、近年、急上昇して国・府の値を上回っています。



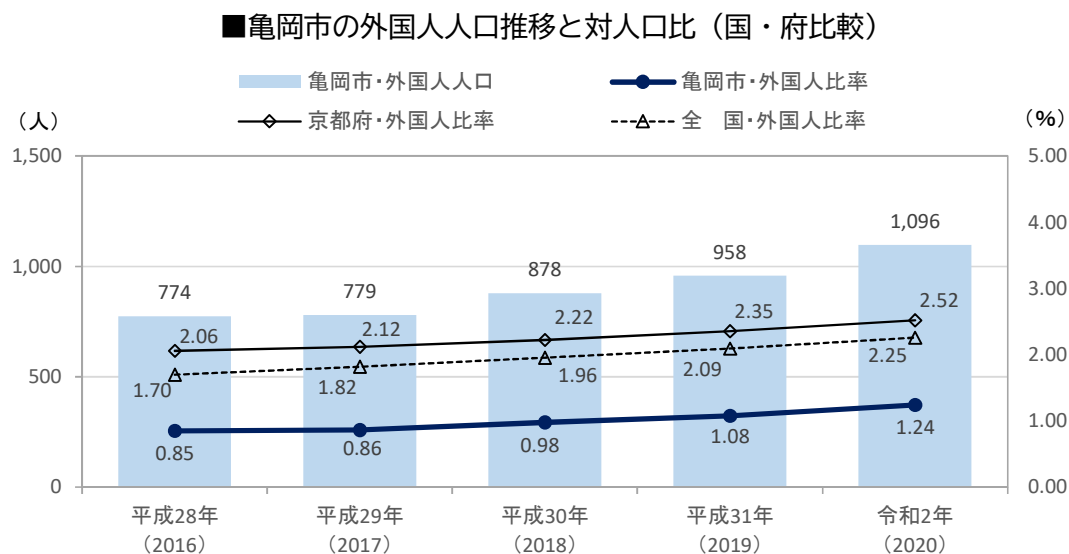
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口」（各年1月1日現在）



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口」（各年1月1日現在）

③外国人人口の状況

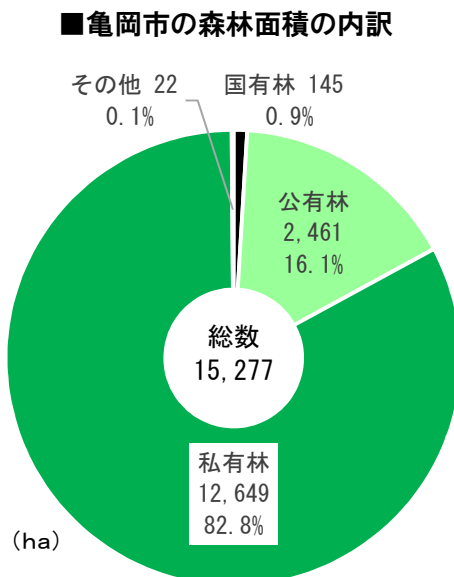
総務省のデータによると、亀岡市の外国人人口は増加傾向にあります。対人口比は年々上昇していますが、京都府や全国よりも低い値で推移しています。



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口」（各年1月1日現在）

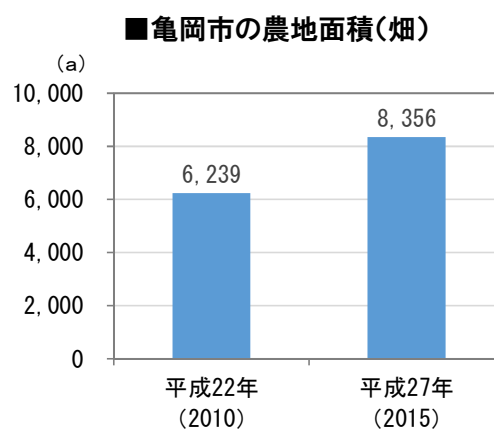
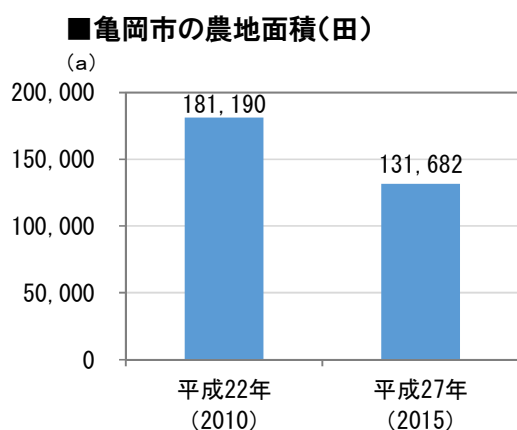
④森林・農地等の状況

亀岡市の森林面積は、平成 31(2019)年 4 月現在 15,277ha で、市域面積の約 7 割を占めています。内訳は、国有林が 0.9%、公有林が 16.1%であり、私有林が最も広い面積を占め 82.8%となっています。



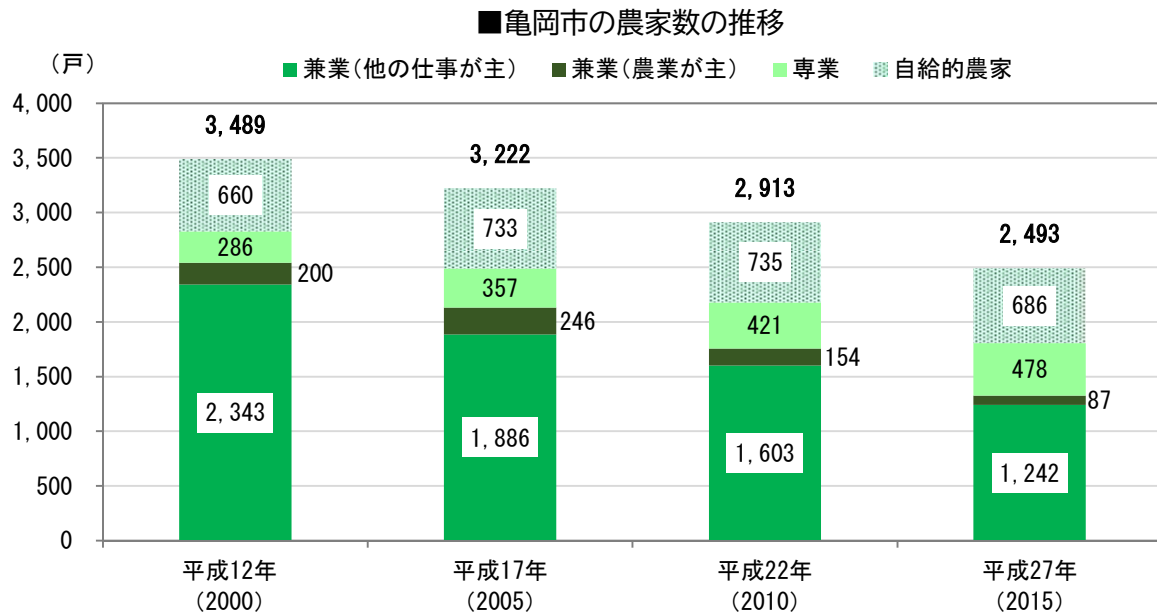
資料：亀岡市統計書 ※南丹広域振興局（平成 31(2019)年 4 月 1 日現在）

亀岡市の田畑の面積について、平成 22(2010)年と平成 27(2015)年で比較すると、田は 27.3%低下して平成 27(2015)年に 131,682 a と減少している一方、畑は 33.9%上昇して平成 27(2015)年に 8,356 a と増加しています。



資料：亀岡市統計書

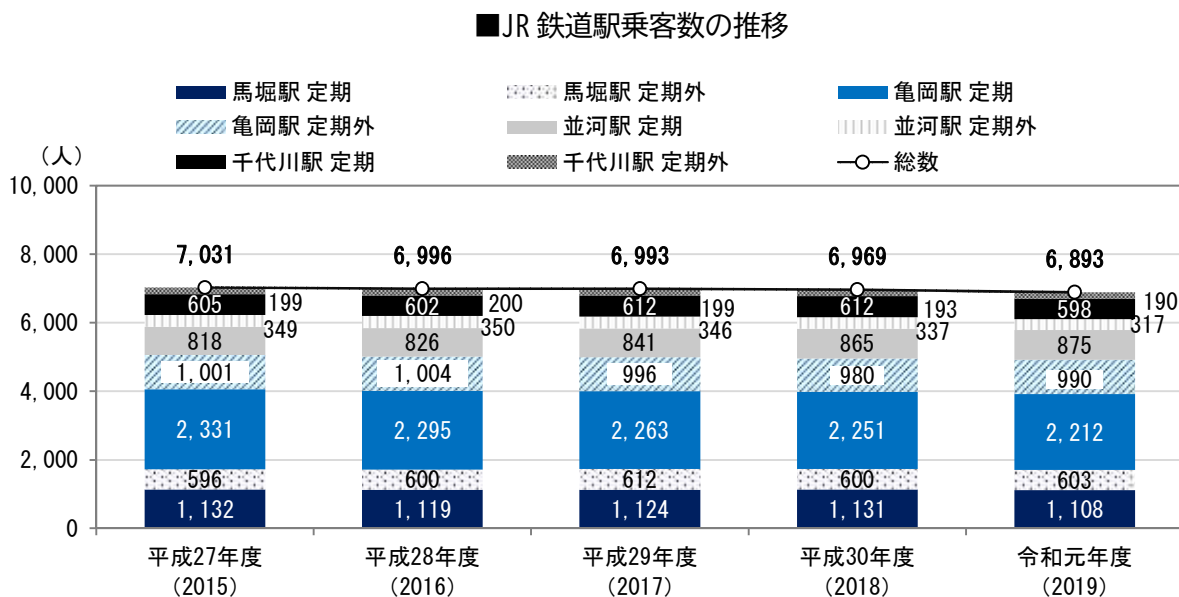
亀岡市における平成 12(2000)年以降の農家の状況を見ると、農家戸数全体としては減少し続けています。内訳をみると、兼業農家につき、他の仕事が主の農家、農業が主の農家ともに大幅に減少しています。一方、専業農家が増加傾向で推移しており、平成 27(2015)年に 478 戸となっています。また、自給的農家は増加傾向から平成 27(2015)年に減少に転じています。



資料：亀岡市統計書

⑤ 鉄道乗降客の状況

亀岡市の JR 鉄道駅の乗客数を見ると、総数は僅かな減少傾向にあります。亀岡駅の定期客が最も多く、次いで馬堀駅の定期客が多くなっています。また、並河駅では定期客の増加が続いています。



資料：亀岡市統計書

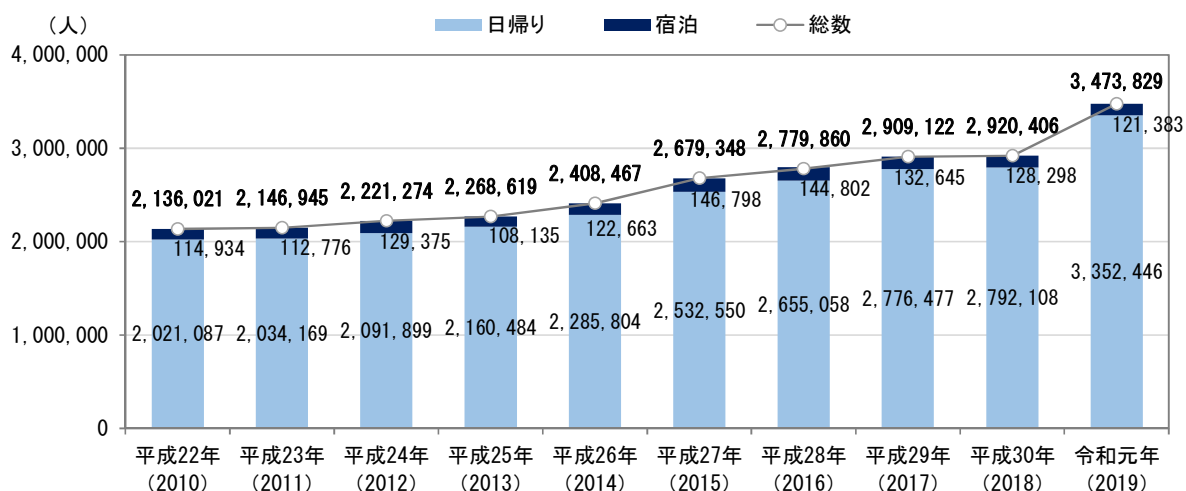
⑥観光の状況

亀岡市観光の状況では、湯の花温泉・保津川下り・トロッコ列車の三大観光をはじめ、神社仏閣や歴史的伝統行催事などの文化遺産を中心に、高い関心を集めています。

観光入込客数については、増加傾向で推移しており、令和元(2019)年に3,473,829人と300万人を大幅に超えました。入込客のうち、日帰り客は増加し続けていますが、宿泊客については、平成27(2015)年をピークに減少しています。

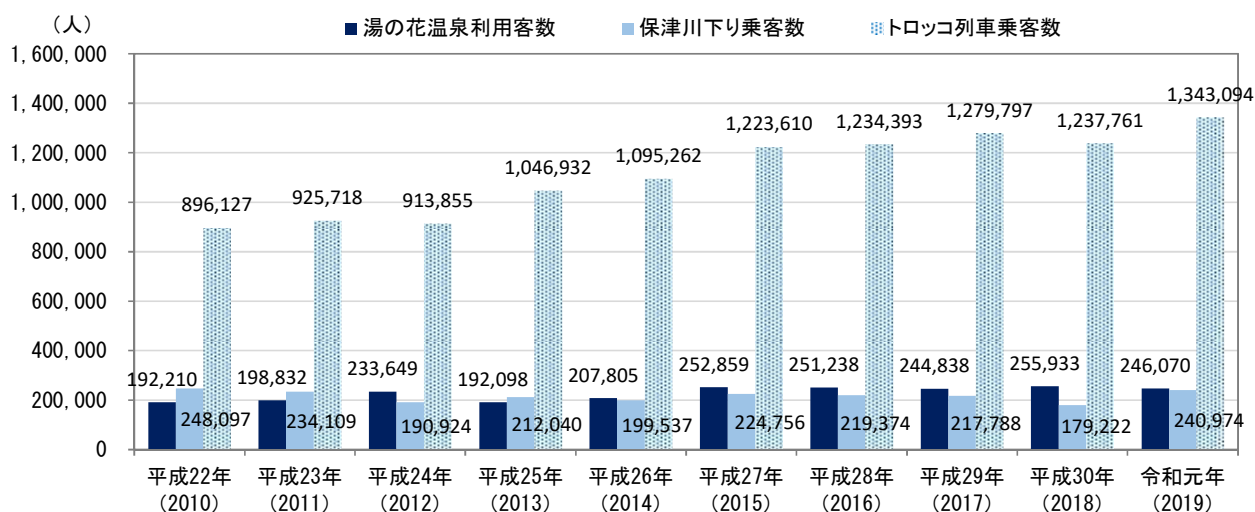
令和元(2019)年の三大観光の利用者数を見ると、湯の花温泉が246,070人、保津川下りが240,974人、トロッコ列車が1,343,094人となっています。

■観光入込客数の推移



資料：亀岡市統計書

■観光施設利用客数の推移



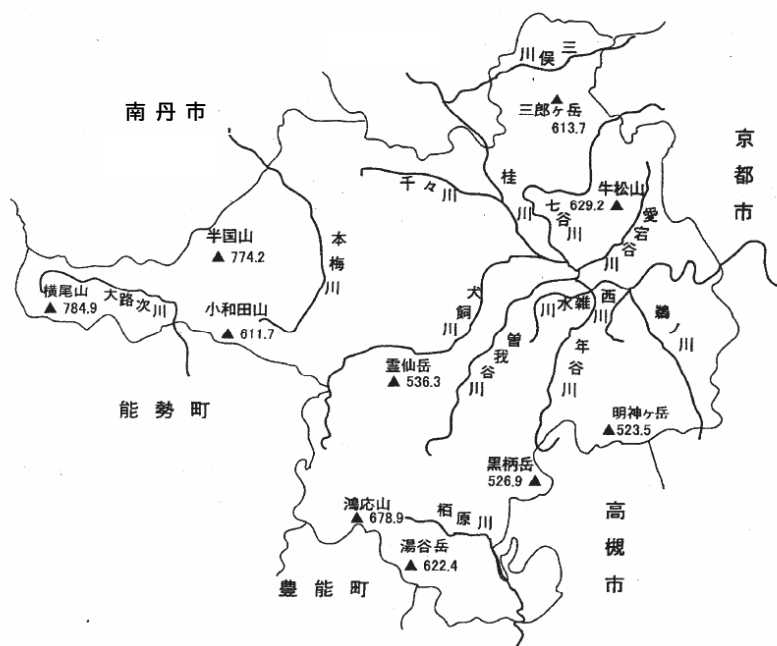
資料：亀岡市統計書

(3) 自然的特性

亀岡市内を流れる各河川は、いずれも重要な水資源として農業用水などに利用されています。

亀岡市の河川には、岡山県との 2 地域にのみ生息し、国の天然記念物及び種の保存法に基づく国内希少野生動物種に指定され、環境省レッドリストの絶滅危惧種にもなっているアユモドキをはじめとした多様な水生生物が生息しています。亀岡市の環境のシンボルである市の魚・アユモドキを守るため、関係する民間団体と行政機関が一体となって保護増活動に取り組んでいます。

■主要山岳・主要河川

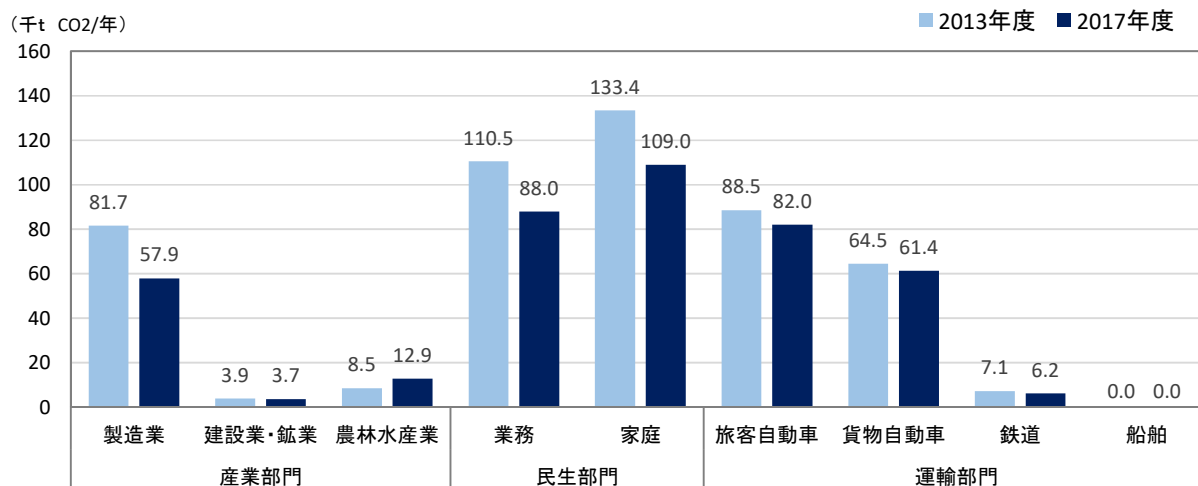


(4) 生活環境特性

①CO₂ 排出量

亀岡市における部門別のCO2排出量について、平成25年(2013)年度と平成29(2017)年度の比較で見ると、概ね各部門で減少していますが、農林水産業では増えています。平成29(2017)年度で最も多い部門は、家庭(109千tCO2/年)であり、次いで業務、旅客自動車、貨物自動車が多くなっています。

■部門別 CO2 排出量

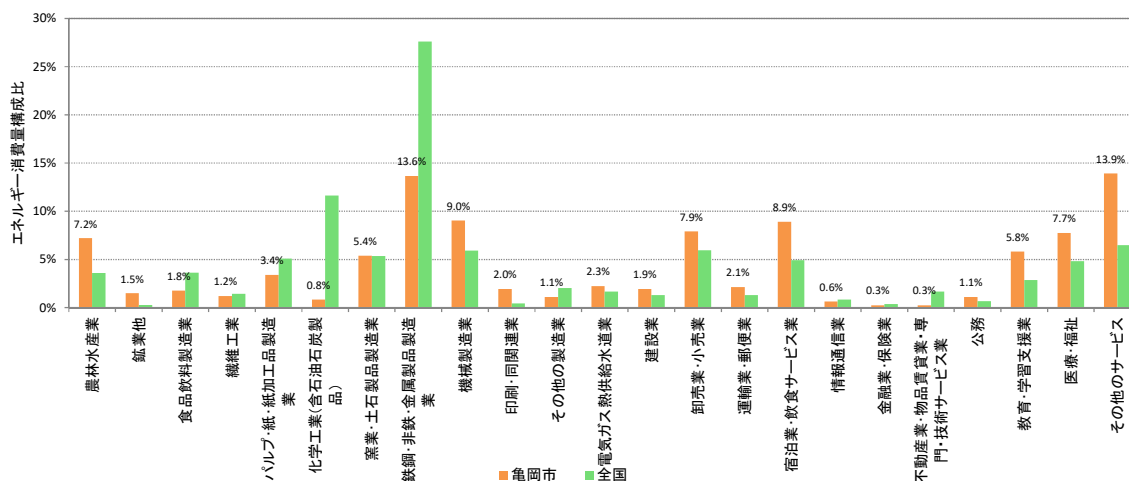


資料：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」、部門別 CO2 排出量の現況推計

②エネルギー消費状況

亀岡市の産業別エネルギー消費量の構成比は、その他のサービスのエネルギー消費量が最も高く、次いで鉄鋼・非鉄・金属製品製造業、機械製造業の順となっています。全国平均の割合と比較すると、その他のサービスは高い一方、鉄鋼・非鉄・金属製品製造業は低くなっています。

■産業別エネルギー消費量構成比

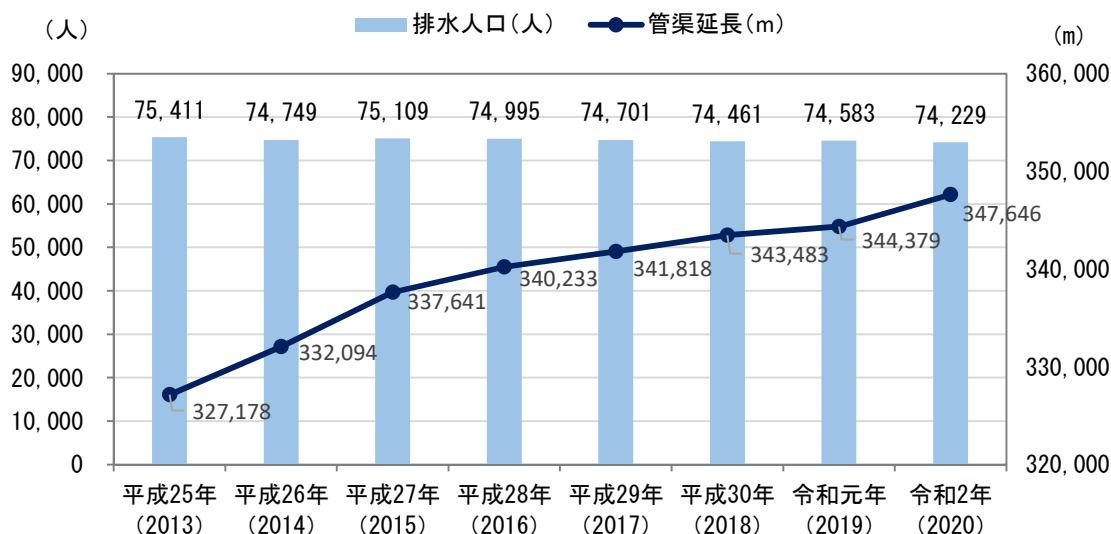


資料：「総合エネルギー統計」「都道府県別エネルギー消費統計」「地域経済循環分析用データ」

③下水道の整備状況

亀岡市における公共下水道の整備状況をみると、令和2(2020)年度末現在で認可面積1,770haのうち1,202haを整備し、総人口普及率は84.6%（排水人口：74,229人）まで向上しました。

■公共下水道の整備状況

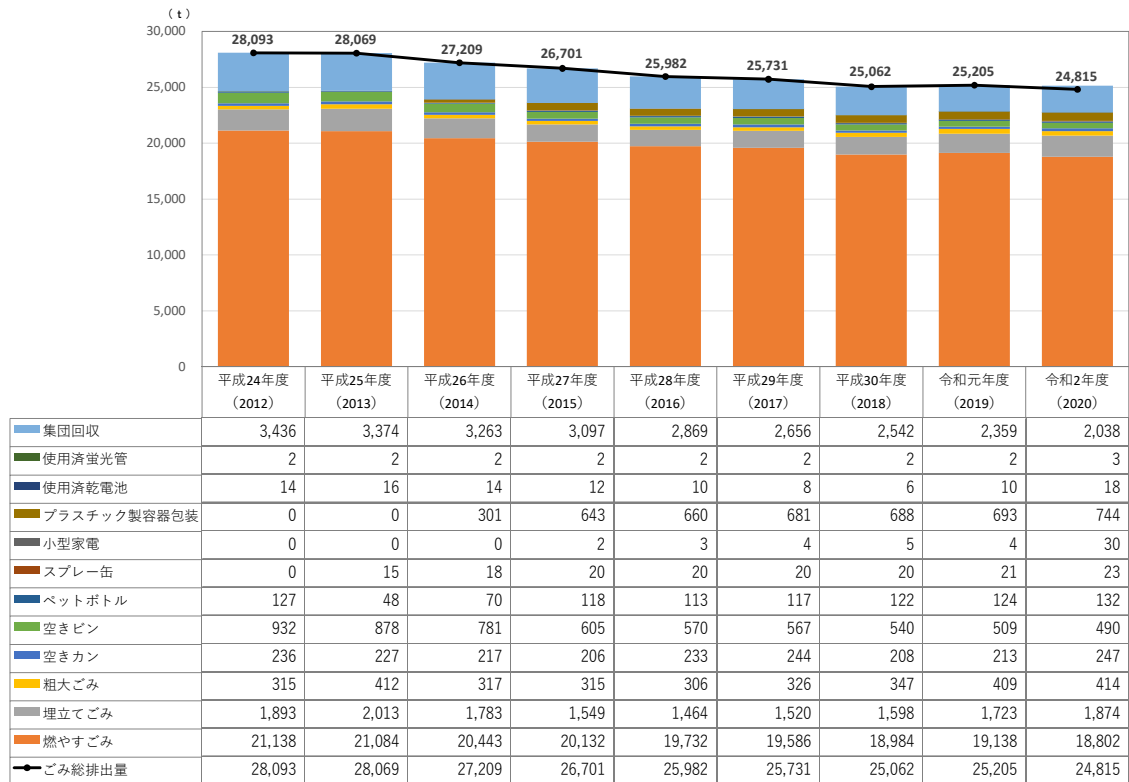


資料：亀岡市統計書

④ごみ排出及び資源化の状況

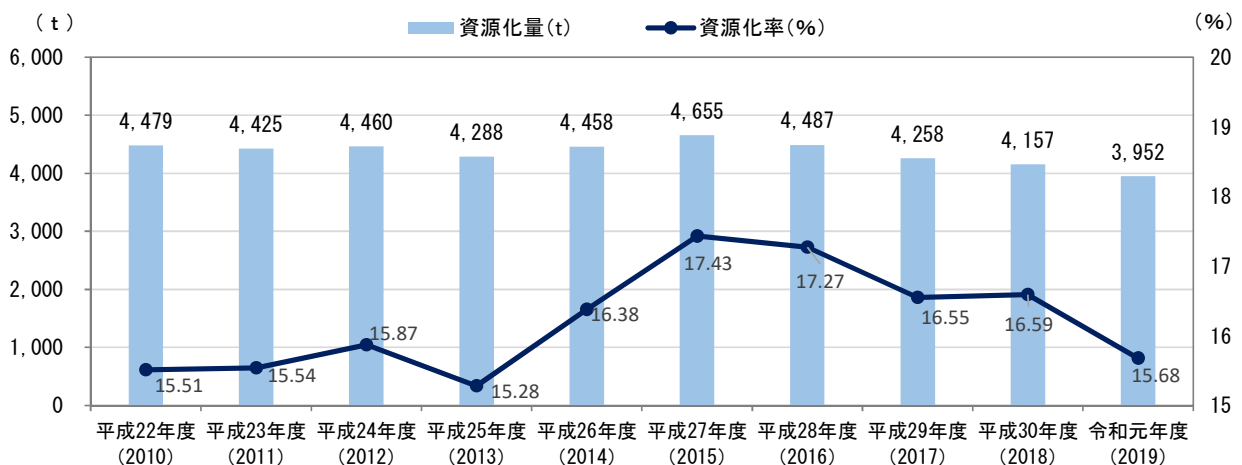
亀岡市におけるごみ排出量は、概ね減少傾向で推移しています。内訳を見ると、「燃やすごみ」が最も多くなっています。また、市の資源化量は、概ね 4,000 t 台で推移しています。資源化の進展は、ペットボトルの拠点回収や新聞・雑誌・段ボール・古布の集団回収報奨金制度などが背景となっています。

■ごみ排出量の推移



資料：亀岡市環境白書データ集

■ごみ資源化量の推移



資料：亀岡市環境白書データ集

2 亀岡市環境基本条例

平成 12 年 3 月 30 日

条例第 8 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策（第 11 条—第 21 条）

第 4 章 補則（第 22 条）

附則

20 世紀における産業の発展と科学文明の進歩は、限りある資源を大量に消費、廃棄していくという社会をもたらし、生活の営みそのものが環境への負荷を高めることとなり、人類生存の基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

亀岡市民は、まちの中心部を貫流する桂川と、市域をふち取る山々に代表される豊富な水と緑に恵まれた自然環境のもと、たゆまぬ努力と情熱により歴史的文化的遺産を築き、実り豊かな大地を生かしながら心豊かで文化の香り高い生活を営んできたが、都市化の進展や生活様式の変化等に伴って、私たちの身近な環境にも様々な影響が現れている。

良好な環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であるとともに、それを保持し、将来の世代に引き継ぐことは私たち市民に与えられた大きな使命である。

ここに私たち亀岡市民は、豊かな自然と恵まれた生活環境のもとで、「生涯にわたって健康で文化的な生活を営み、生きる喜びと明るく豊かなまちに住む喜びを持つことのできる」まちづくりをめざすため、市民の総意として、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、快適な環境の保全と創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮し、これを将来にわたって維持又は向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるよう積極的に推進しなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、これを自らの問題としてとらえ、快適な環境の保全及び創造に積極的に貢献しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図らなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

（施策の基本方針）

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全することにより、人と自然とが共生できる良好な環境を確保する。
- (3) 歴史的文化的遺産を保存し、活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより、潤いと安らぎを感じる快適な都市環境を創造する。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、地域の自然的社会的特性を考慮して、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ亀岡市環境審議会条例（昭和46年亀岡市条例第22号）に基づく、亀岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（環境白書）

第10条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした亀岡市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策

（環境影響評価に係る措置）

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

（規制等の措置）

第 12 条 市は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、必要な規制等の措置を講ずるように努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第 13 条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに活動を行う意欲を増進するよう、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実に関し、施設の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第 14 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 15 条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（市民等の意見の反映）

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等との推進体制の整備）

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに推進するための体制の整備に努めるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 20 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境保全の推進）

第 21 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第 4 章 補則

（委任）

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

3 亀岡市環境審議会条例

昭和 46 年 7 月 10 日

条例第 22 号

(平 6 条例 19・題名改称)

(設置)

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全に関する基本的事項を調査、審議するため、亀岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、環境の保全に関し識見を有する者その他から市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の出席者)

第 7 条 審議会又は部会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌について委員を補佐する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、環境先進都市推進部において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の亀岡市公害対策審議会条例の規定により委嘱又は任命された亀岡市公害対策審議会委員及び幹事については、改正後の亀岡市環境審議会条例の規定により委嘱又は任命された亀岡市環境審議会委員及び幹事とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

4 亀岡市環境審議会委員名簿

(任期：平成 31(2019)年 1 月 23 日～令和 3(2021)年 1 月 22 日)

区 分	所属・役職	氏 名
会 長	京都先端科学大学バイオ環境学部准教授	高澤 伸江
委 員	上桂川用水土地改良区連合副理事長	山脇 英富
委 員	亀岡市医師会会員	山川 昭子
委 員	亀岡市環境基本計画推進会議会長	田部 頼子
委 員	亀岡市自治会連合会幹事	櫻井 邦男
委 員	亀岡市都市計画審議会委員	塚本 政雄 (R2.8.5～)
委 員	亀岡市農業委員会副会長	井内 廣樹 (R2.8.5～)
委 員	亀岡商工会議所女性会副会長	稲村 智子
委 員	京都府南丹保健所技術次長兼環境衛生課長	太田 喜和 (R2.8.5～)
委 員	京都府南丹家畜保健衛生所所長	櫻田 孝之
委 員	公募市民	吉川 直樹
委 員	公募市民	笠井 俊夫

(敬称略、順不同)

区 分	所属・役職	氏 名
幹 事	亀岡市企画管理部長	浦 邦彰
幹 事	亀岡市環境市民部長	由良 琢夫
幹 事	亀岡市産業観光部長	吉村 一志
幹 事	亀岡市まちづくり推進部長	並河 悦郎

(任期：令和3(2021)年1月23日～令和5(2023)年1月22日)

区 分	所属・役職	氏 名
会 長	京都先端科学大学バイオ環境学部准教授	高澤 伸江
委 員	上桂川用水土地改良区連合副理事長	黒田 幹男
委 員	亀岡市医師会会員	山川 昭子
委 員	亀岡市環境基本計画推進会議会長	田部 頼子
委 員	亀岡市自治会連合会幹事	櫻井 邦男
委 員	亀岡市都市計画審議会委員	塚本 政雄
委 員	亀岡市農業委員会副会長	井内 廣樹
委 員	亀岡商工会議所女性会副会長	稲村 智子
委 員	京都府南丹保健所技術次長兼環境衛生課長	太田 喜和
委 員	京都府南丹家畜保健衛生所長	櫻田 孝之 (～R3.12.14) 黒田 洋二郎 (R3.12.15～)
委 員	公募市民	吉川 直樹
委 員	公募市民	坪井 良夫

(敬称略、順不同)

区 分	所属・役職	氏 名
幹 事	亀岡市政策企画部長	浦 邦彰
幹 事	亀岡市環境先進都市推進部長	山内 剛
幹 事	亀岡市産業観光部長	由良 琢夫
幹 事	亀岡市まちづくり推進部長	関 勝

5 亀岡市環境基本計画推進会議設置要綱

平成 14 年 12 月 2 日

告示第 154 号

(設置)

第 1 条 亀岡市環境基本計画の推進に当たり、市民、事業者及び関係団体等の参加によって、幅広い意見を反映するため、亀岡市環境基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、各種団体の代表者その他から市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 推進会議に専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の出席者)

第 7 条 推進会議又は部会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第 8 条 推進会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、推進会議の所掌について委員を補佐するとともに、亀岡市環境基本計画の施策進行に係る点検等を行う。

(庶務)

第 9 条 推進会議の庶務は、環境先進都市推進部環境政策課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
(亀岡市環境市民会議設置要綱の廃止)
- 2 亀岡市環境市民会議設置要綱（平成 12 年亀岡市告示第 109 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

6 亀岡市環境基本計画推進会議委員名簿

(任期：令和元(2019)年7月31日～令和3(2021)年7月30日)

区 分	所属・役職	氏 名
会 長	公募市民	田部 頼子
副会長	ニチコン亀岡株式会社EMS事務局	加藤 俊彦
委 員	パナソニックデバイスコンポーネント株式会社 環境・施設技術課長	河原 弘行
委 員	グンゼ株式会社亀岡工場環境管理責任者	石黒 喜之
委 員	亀岡市森林組合代表理事組合長	山脇 安三
委 員	亀岡市自治会連合会幹事	西村 満 (R2. 8. 27～)
委 員	クリーンかめおか推進会議理事	神崎 弥 (R2. 8. 27～)
委 員	亀岡商業協同組合副理事長	井尻 清行
委 員	亀岡商工会議所女性会理事	上田 芳子
委 員	亀岡青年会議所理事	尾松 大士 (R2. 1. 1～R3. 2. 25) 田村 悠喜 (R3. 2. 26～)
委 員	特定非営利活動法人みんなのネットワーク理事	児嶋 きよみ
委 員	京都府地球温暖化防止活動推進員	村山 修一
委 員	亀岡市PTA連絡協議会会計	田上 多栄 (R2. 8. 27～)
委 員	亀岡市小学校長会(亀岡市立保津小学校長)	松山 陽一 (R2. 8. 27～)
委 員	亀岡市中学校長会(亀岡市立別院中学校長)	木村 茂 (R2. 8. 27～)
委 員	京都府南丹保健所技術次長兼環境衛生課長	太田 喜和
委 員	公募市民	丸谷 一耕

(敬称略、順不同)

区 分	所属・役職	氏 名
幹 事	亀岡市環境市民部長	由良 琢夫

(任期：令和3(2021)年7月31日～令和5(2023)年7月30日)

区 分	所属・役職	氏 名
会 長	公募市民	田部 頼子
副会長	ニチコン亀岡株式会社EMS事務局	加藤 俊彦
委 員	亀岡ふるさとエナジー株式会社代表取締役	芦刈 義孝
委 員	保津川遊船企業組合代表理事	豊田 知八
委 員	亀岡市森林組合代表理事組合長	山脇 安三
委 員	亀岡市自治会連合会幹事	荒木 昌幸
委 員	クリーンかめおか推進会議副会長	山内 勇
委 員	亀岡クルベジファーマーズ会長	井上 保治
委 員	亀岡商工会議所女性会理事	奥村 光子
委 員	亀岡商工会議所青年部理事	三間 上総
委 員	特定非営利活動法人みんなのネットワーク理事	児嶋 きよみ
委 員	京都府地球温暖化防止活動推進員	村山 修一
委 員	特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク理事	中川 清
委 員	亀岡市小学校長会(亀岡市立大井小学校長)	原田 勝之
委 員	亀岡市中学校長会(亀岡市立詳徳中学校長)	川口 研一
委 員	京都府南丹保健所技術次長兼環境衛生課長	太田 喜和
委 員	公募市民	多胡 麻衣
委 員	公募市民	高橋 昭人

(敬称略、順不同)

区 分	所属・役職	氏 名
幹 事	亀岡市環境先進都市推進部長	山内 剛

7 策定経過

(1) 令和2(2020)年度の取組状況について

月 日	内 容
8 月 5 日	第 1 回亀岡市環境審議会 開催 ■審議事項 (1)第 2 次亀岡市環境基本計画の令和元年度の取組状況について (2)第 2 次亀岡市環境基本計画の見直しについて（諮問）
8 月 27 日	第 1 回亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■協議事項 (1)環境マネジメントシステム活動報告について (2)亀岡市環境基本計画の取組状況について (3)亀岡市環境基本計画の見直しについて
10 月 22 日	市民・事業所アンケート発送・公開
10 月 29 日	第 2 回亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■協議事項 (1)亀岡市環境審議会への委員の推薦について (2)第 3 次亀岡市環境基本計画の策定について
11 月 3 日	市民・事業所アンケート回答締切
12 月 21 日	第 3 回亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■協議事項 (1)市民アンケート、事業所アンケートの集計結果について (2)第 3 次亀岡市環境基本計画の策定について
令和 3 年 2 月 24 日	第 4 回亀岡市環境基本計画推進会議 中止 第 3 次亀岡市環境基本計画の策定について、郵送で意見交換
3 月 26 日	第 2 回亀岡市環境審議会 開催 ■審議事項 (1)第 3 次亀岡市環境基本計画の策定状況について (2)亀岡市環境白書について

(2) 令和 3(2021)年度の取組状況について

月 日	内 容
6 月 24 日	第 1 回亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■協議及び報告事項 (1)第 2 次亀岡市環境基本計画の令和 2 年度の取組状況について (2)第 3 次亀岡市環境基本計画について (3)令和 2 年度環境マネジメントシステム活動報告書について
8 月 6 日	第 2 回亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■協議事項 (1)京都府地球温暖化防止活動推進連絡調整会議委員について (2)SDGs を活用した環境先進都市の実現に向けて (3)脱炭素社会に向けた国内の対策・施策について
10 月 14 日	第 3 回亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■協議事項 (1)第 11 期亀岡市循環型社会推進審議会委員の推薦について (2)第 3 次亀岡市環境基本計画素案について
12 月 15 日	第 1 回亀岡市環境審議会 開催 ■審議事項 (1)第 3 次亀岡市環境基本計画について (2)第 2 次亀岡市環境基本計画の令和 2 年度の取組状況について (3)亀岡市環境白書について
令和 4 年 1 月 27 日	第 4 回亀岡市環境基本計画推進会議 ■協議事項 第 3 次亀岡市環境基本計画について
2 月 4 日	第 2 回亀岡市環境審議会 ■審議事項 第 3 次亀岡市環境基本計画素案について
2 月 日	亀岡市環境審議会 答申
2 月 日 ～3 月 日	パブリック・コメント 実施
3 月	第 3 次亀岡市環境基本計画策定

8 用語解説